

第4次

深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画

素案

令和7（2025）年8月

深谷市・深谷市社会福祉協議会

目次

第1章 この計画ってどんなもの？	1
1 “地域福祉”とは	1
(1) 「地域福祉」とは	1
(2) 地域福祉における「地域（圏域）」の考え方	2
2 計画の目的	3
3 計画の位置づけ	4
(1) 「地域福祉計画」（市が策定する行政計画）	4
(2) 「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会が策定する民間計画）	4
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
(4) SDGsとの関係	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
第2章 この計画で私たちが目指すもの	8
1 私たちが大事にする理念	8
(1) 計画の基本理念	8
(2) 「地域共生社会」とは	9
2 私たちが目指す目標	11
目標1 ゆるやかにつながれる地域をつくる	11
目標2 支え合いのネットワークを育てる	11
目標3 課題を受け止め、コーディネートする体制を構築する	11
3 計画の体系	12
第3章 この計画で私たちが取り組むこと	13
第3章の見方	13
目標1 ゆるやかにつながれる地域をつくる	16
施策の方向性（1）地域における多様な交流機会の確保	18
施策の方向性（2）健康づくり、趣味・生きがい活動の活性化	23
施策の方向性（3）社会参加しやすい環境づくり	26
目標2 支え合いのネットワークを育てる	30
施策の方向性（1）ボランティア活動等に気軽に参加・活動するための支援	34
施策の方向性（2）地域における見守り・支え合い活動への支援	38
施策の方向性（3）支え合いを行う団体の連携強化	45
目標3 課題を受け止め、コーディネートする体制を構築する	49
施策の方向性（1）複雑化・複合化した生活課題に対応できる体制づくり	52
施策の方向性（2）社会福祉協議会の活性化を図るしくみづくり	63

第4章 この計画の進め方	66
1 みんなで協力して計画を進めます.....	66
(1) 市民・自治会等.....	66
(2) 関係団体・関係機関及び事業者.....	66
(3) 市（行政）の役割.....	67
(4) 社会福祉協議会の役割.....	67
2 計画の進行管理を行います.....	67
(1) 施策の実施状況の把握・評価.....	67
(2) 数値目標による進捗状況の把握・評価.....	67
(3) 計画の見直し.....	67
資料	68

第1章 この計画ってどんなもの？

1 “地域福祉”とは

(1) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、年齢や障害の有無などにかかわらず、“地域に住む誰もが”、“地域の中で”、その人らしい生活を送れるよう、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会などが協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

地域福祉を進める上では、

- 個人や家族が解決（自助）、
 - 個人や家族で解決できない問題は市民同士やボランティア、NPO が解決（共助）、
 - 市民同士で解決できない問題は行政が解決（公助）、
- という、「自助」、「共助」、「公助」の考え方が重要となってきます。

■自助・共助・公助のイメージ

自助
個人や家族が解決



例えば…
・近所の方へのあいさつ
・健康維持

共助
個人や家族で解決できない問題は市民同士やボランティア、NPO が解決



例えば…
・見守り活動
・助け合いの活動
・ボランティア、市民活動
・地域の交流

公助
市民同士で解決できない問題は行政が解決



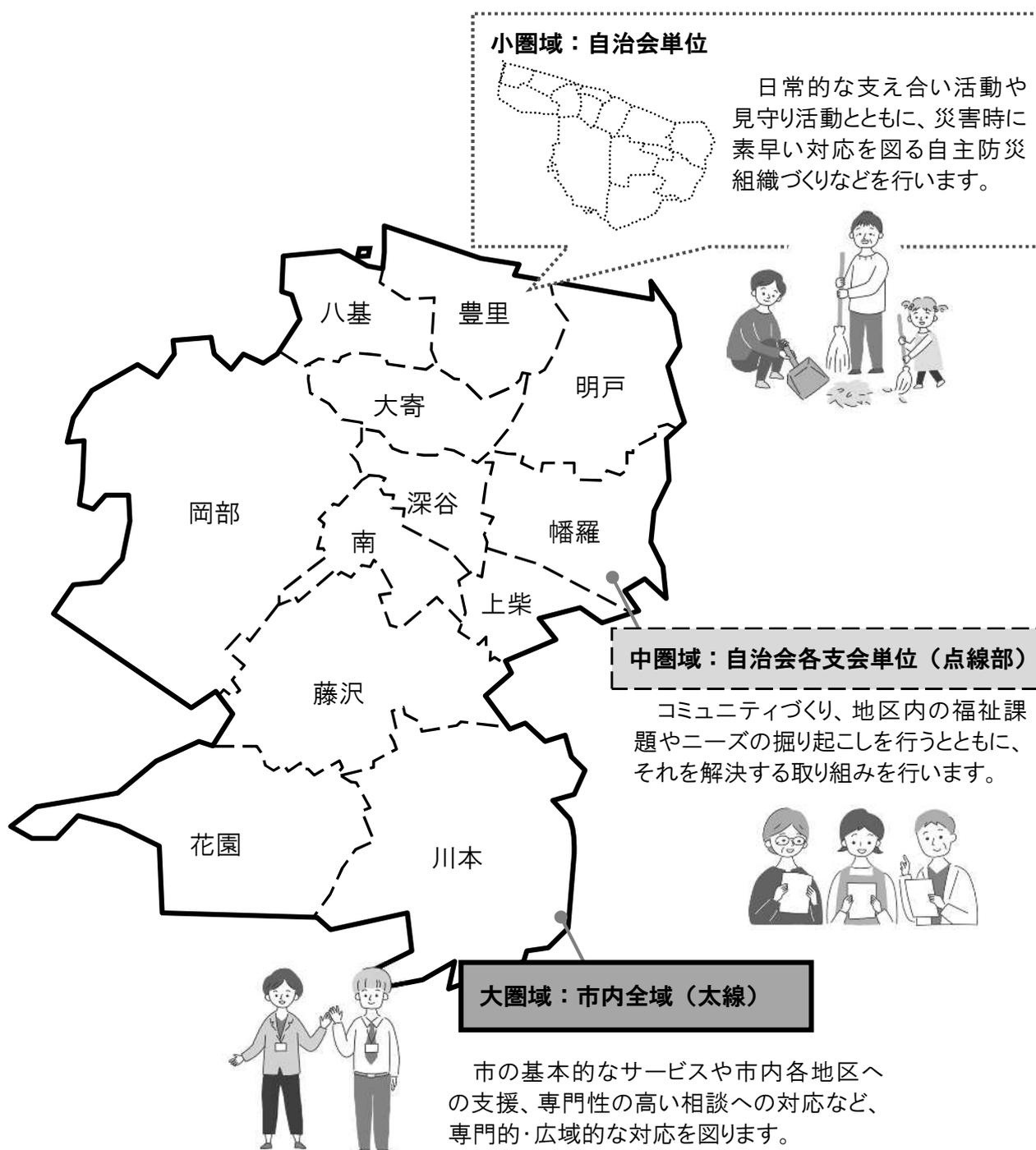
例えば…
・児童福祉サービス
・高齢福祉サービス
・障害福祉サービス

(2) 地域福祉における「地域（圏域）」の考え方

地域福祉を進めていく上での「地域（圏域）」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさにより、その時々で異なります。

下記のように市全体（大圏域）で取り組むこと、自治会の各支会単位（中圏域）で取り組むこと、各自治会（小圏域）で取り組むことなど、地域を重層的に捉えそれぞれのエリアにおいて効果的な活動を図ることが重要です。

■地域福祉の「地域（圏域）」の考え方のイメージ図



2 計画の目的

国では、平成 12（2000）年 6 月公布の社会福祉法改正で地域福祉計画の策定を規定して以降、平成 28（2016）年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の理念提示、平成 29（2017）年 6 月公布の社会福祉法一部改正における地域福祉計画策定の努力義務化などが進められました。

令和 2（2020）年 6 月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

一方、少子高齢化と世帯の少人数化の進行、価値観の多様化、そして、新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）などの影響もあり、地域のつながりの希薄化が依然、課題となっています。また、ひきこもり、8050 問題、ヤングケアラーをはじめ、複雑化・複合化するニーズへの対応も重要な課題となっています。

深谷市・深谷市社会福祉協議会では、平成 22（2010）年に「深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」（第 1 次計画）を策定し、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、共に支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」の推進に取り組んできました。

令和 2（2020）年に策定した「第 3 次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」（第 3 次計画）は、計画期間の開始とともにコロナ禍の影響を受けました。一方で、福祉総合相談窓口の設置等、包括的支援体制の整備に向けた取り組みを進めてきました。

この度、第 3 次計画が令和 7（2025）年度をもって終期を迎えることから、これまでの市、社会福祉協議会の取り組みや、国・県の新たな方向性を踏まえ、「第 4 次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

3 計画の位置づけ

(1) 「地域福祉計画」(市が策定する行政計画)

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられ、市が策定する行政計画です。

「深谷市総合計画」の下位計画として位置づけられるほか、地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項について、関連する各分野別の福祉計画(深谷市障害者プラン、深谷市こども計画、深谷市高齢者福祉計画、介護保険事業計画(大里広域市町村圏組合))を横断的につなげる計画となっており、福祉以外の様々な分野(防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)についても関連事項を盛り込んだ計画となっています。

そのため、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本市に暮らすすべての市民を対象とし、地域における福祉を推進するための基本計画となります。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づき策定する、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画である「深谷市成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「深谷市再犯防止推進計画」を包含するものです。

(2) 「地域福祉活動計画」(社会福祉協議会が策定する民間計画)

地域福祉活動計画は、市民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助(住民活動)」の性格をより明確にした計画です。

この地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、市民主体の理念のもとに運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。(略称として、「社協」というときがあります。)

そのため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

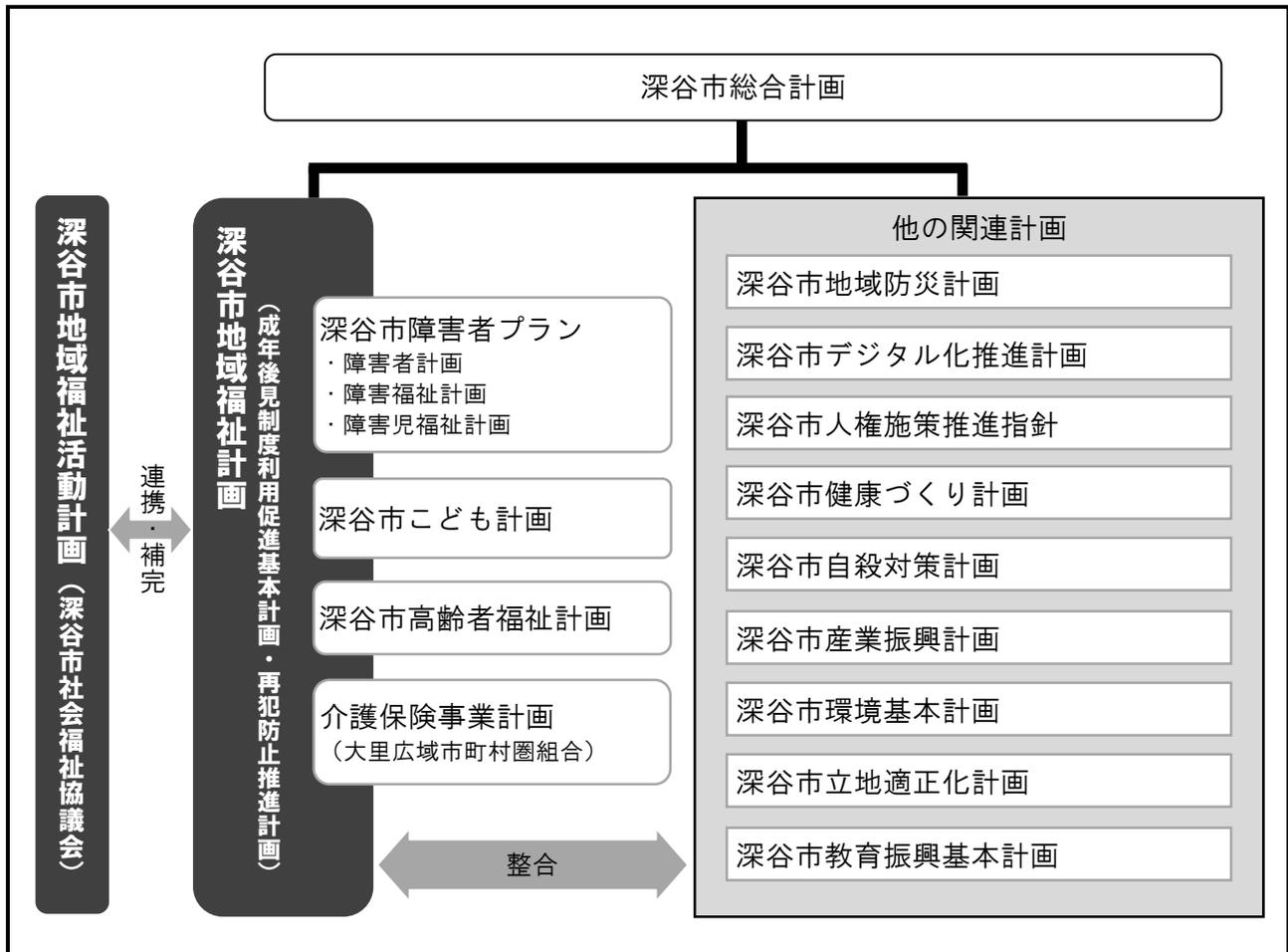
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念やしくみをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動や行動のあり方を定める計画が、地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は地域福祉計画に基づき策定されるため、重複している部分が多いことから、市と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効率的と考え、第 1 次計画から一体的に策定した計画となっています。

また、本計画は、市民や地域、市役所などの行政機関、地域福祉活動を行う社会福祉協議会、団体等がこれから向かうべき方向性と役割について、市民の方にわかりやすくした計画となっています。

■計画の位置づけ



(4) SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標 エスディージーズ）は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱えるさまざまな問題の解決を目指す国際的な目標です。我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。本市のまちづくりを進める上でも重要となる考え方であるとして、第2次深谷市総合計画において計画との関連性を示しています。

SDGsの理念「誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

例えば、目標1の「貧困をなくそう」は、地域の生活困窮者への支援やこどもの貧困対策等に重なります。

また、目標3の「すべての人に健康と福祉を」は、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進するという、地域福祉が目指している姿と言えます。

そのため、本計画においても、こうしたSDGsの目標における取り組みを意識し、SDGsの達成に貢献していきます。



4 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6か年を計画期間とします。

	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)
第2次総合計画 後期基本計画						
第4次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画						
障害者プラン ・第5次障害者計画 ・第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画						
こども計画						
高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画						

5 計画の策定体制

本計画は、次のような過程を経て策定しました。

（1）アンケート調査

- ①市民：配布数 2,000 件、回答数 953 件
- ②福祉関係団体：配布数 68 件、回答数 42 件

（2）ヒアリング調査

令和7(2025)年3月
アンケート「福祉関係団体調査」に回答のあった
団体から 10 団体にグループヒアリングの実施

（3）第4次深谷市地域福祉計画 検討委員会（庁内委員会）

令和6(2024)年度：2回実施
令和7(2025)年度：回実施

（4）深谷市地域福祉計画策定委員会 深谷市地域福祉活動計画策定委員会 （外部委員会）

令和6(2024)年度：2回実施
令和7(2025)年度：回実施

（5）パブリックコメント

●件

第2章 この計画で私たちが目指すもの

1 私たちが大事にする理念

(1) 計画の基本理念

本市では、平成 22（2010）年に第 1 次計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、近年の社会構造の変化から、福祉ニーズも多様化し、従来の行政サービスだけではすべての問題に対応しきれない状況になっています。

こうした中、身近な地域で住民同士が支え合い、交流を深め、まごころと思いやりの心を持ち、一人ひとりが地域の課題を我が事として受け止め、地域ぐるみで課題を解決していくことが求められています。悩みや困りごとを誰にも相談できず孤立する人をなくすよう、誰もが自分の出来る範囲で支え手となり、地域のつながりや絆を大事にしていくことが必要です。

また、平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までを計画期間とする「深谷市総合計画」の基本構想においては、「元気と笑顔の生産地 ふかや」を将来都市像と定めています。この計画では、基本構想が描く将来都市像を念頭に、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし、共に支え合う社会を築いていくことを目指しています。

今後も、地域で暮らす誰もが地域について関心を持ち、地域づくりに参加するといった、みんなで共生社会を創っていくことが重要であるという考え方に立ち、第 3 次計画に引き続き、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

みんなで創る 地域共生社会
～まごころと思いやりのふかや～

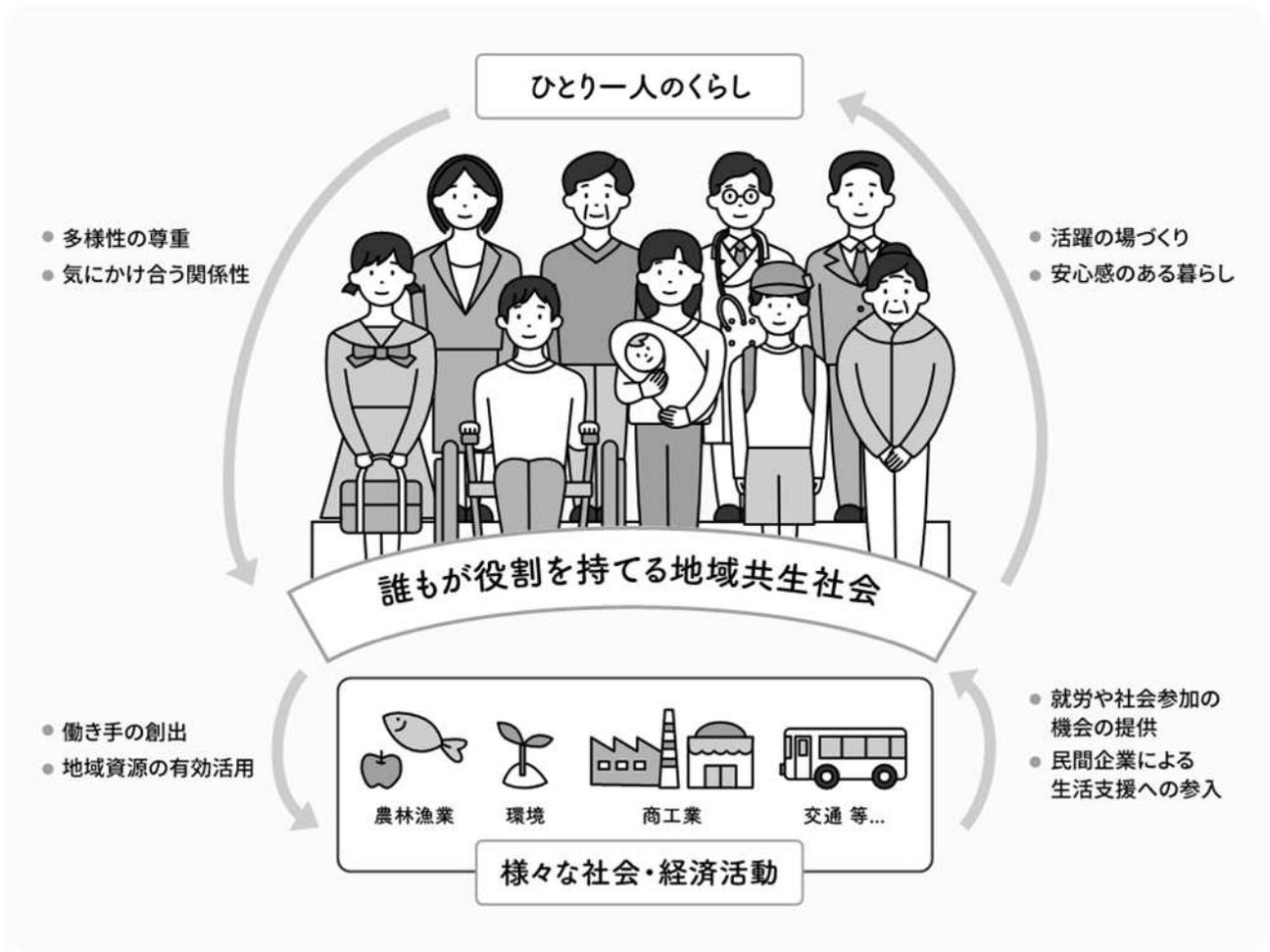
※まごころと思いやり＝渋沢栄一翁「忠恕のこころ」

(2) 「地域共生社会」とは

地域福祉計画とは、地域共生社会を実現するための計画です。

「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、地域のいろいろな人や団体が役割を持ち、協力しながら、すべての人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会のことです。

■地域共生社会のイメージ



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

この地域共生社会の実現を目指して、「包括的な支援体制」を整備することが市町村に求められています。

包括的な支援体制とは、地域の住民同士が日常的なつながりを持ち、生活課題を抱えても、行政への相談につながったり、誰かが寄り添うことで深刻化を防ぐといった地域の体制や、支援機関が連携しながら、課題を抱える人を見つけたり、寄り添った支援を行うことができる体制が組み合わさり、連携しながら支え合う体制のことです。

本市では、この包括的支援体制の構築を目指し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を進めています。

■重層的支援体制整備事業のイメージ



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

2 私たちが目指す目標

目標1 ゆるやかにつながれる地域をつくる

誰もが日頃から、身近な地域でゆるやかなつながりを持ち、お互いを見守り、いざというときに支え合うなど、安心して暮らせる地域づくりが大切です。

一人ひとりに合った多様な地域の交流の場を確保するとともに、趣味や生きがい活動など、参加してみたいくなるような活動を支援します。

目標2 支え合いのネットワークを育てる

地域における様々な支え合いの活動は、地域の活性化や困りごとの解消はもちろん、一人ひとりのやりがいや生きがいにつながります。

本市で活躍している様々なボランティア・市民活動団体の活動や、団体同士のつながりづくりを支援するとともに、地域活動やボランティア活動を「やってみたい」「少しならでもできるかもしれない」と思う住民がチャレンジしやすいよう、気軽に参加・活動するための支援を行います。

目標3 課題を受け止め、コーディネートする体制を構築する

一人ひとりや世帯が抱える生活上の課題は、複雑で多様なものとなっています。これらの課題について、地域住民、ボランティア、NPO、福祉施設・事業者、市、社会福祉協議会などが協力して、課題を解きほぐし、解決に向けて連携して取り組んでいくことが重要です。

様々な分野が連携し、それぞれの得意分野を活かしながら、一人ひとりが安心して住み続けることができる体制づくりに取り組むとともに、地域活動の中心的な役割を果たす社会福祉協議会の活性化を図ります。

3 計画の体系

基本理念

みんなで創る
地域共生社会
くまごころと思いやりのふかや

目標

目標1
ゆるやかにつながれる
地域をつくる

目標2
支え合いの
ネットワークを育てる

目標3
課題を受け止め、
コーディネートする
体制を構築する

施策の方向性

(1) 地域における多様な交流機会の確保

(2) 健康づくり、趣味・生きがい活動の活性化

(3) 社会参加しやすい環境づくり

(1) ボランティア活動等に気軽に参加・活動するための支援

(2) 地域における見守り・支え合い活動への支援

(3) 支え合いを行う団体の連携強化

(1) 複雑化・複合化した生活課題に対応できる体制づくり

(2) 社会福祉協議会の活性化を図るしくみづくり

第3章 この計画で私たちが取り組むこと

第3章の見方

目標1 ゆるやかにつながれる地域をつくる

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化による世帯の少人数化、生活様式の多様化等の影響により、つながりの希薄化が指摘されています。

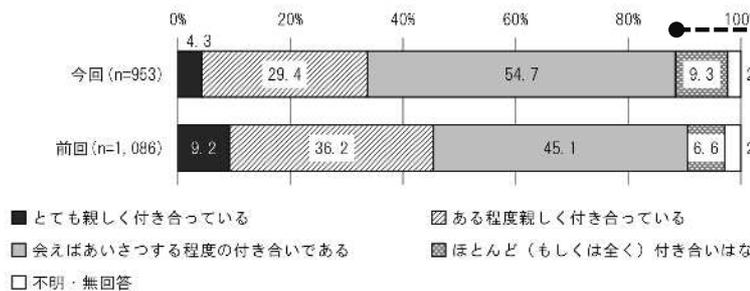
本市においても、近所付き合いの希薄化がうかがえるほか、地域の中で課題に感じる地域の人同士の交流の少なさ、世代間交流の少なさが多く挙げられています。

また、孤独であると感じることがある市民の割合も一定数おり、身近な地域とのつながりが興味を持てる趣味・生きがい活動を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりが重要です。

現状と課題

統計、アンケート、団体ヒアリングから得られた課題をまとめています。

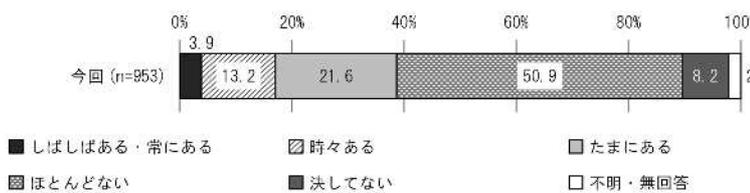
■ふだんの近所付き合い 市民アンケート



市民アンケート、団体アンケート、団体ヒアリング

本計画策定のために実施した調査です。データはすべて本市におけるデータを掲載しています。

■孤独であると感じるか 市民アンケート（今回調査のみ）



【今回】…本計画策定のためのアンケート結果を示しています。

【前回】…前回調査、第3次計画策定のために実施したアンケート結果を示しています。

■団体ヒアリングより

- 子どもが大きくなると出て行ってしまうため、自治会が衰退している。活動などに参加しない、参加できないなど色々な人がいて、参加してもらうまでが難しい。
- 同居家族が少ないため、若者と高齢者の交流がなくなっている。元気で施設に入っていないような高齢者が集まる場所が各地区にあると良いと思っている。
- 道で会っても挨拶がなく、お店も少ないため、ちょっと出かけるような場所が必要だと感じている。

施策の方向性（１）地域における多様な交流機会の確保

取り組みの方向性

自治会をはじめとする地域コミュニティ活動を行う団体が実施する、身近な地域行事や居場所づくり、支え合い活動を支援することで、一人ひとりの孤立を防ぎ、交流を目指します。

また、小・中学校と社会福祉施設の交流会や、まごころ訪問等を通して、世代間交流を通じて、地域における多様な交流機会の確保を図ります。

取り組みの方向性

「現状と課題」を踏まえ、今後6年間の取り組みの方向性を示しています。

めざす地域の姿



めざす地域の姿

めざす地域の姿のイメージをイラストで示しています。

数値目標

自治会に加入している世帯の数

市における全世帯のうち、自治会に加入している世帯の数。

42,575世帯
現状値
(令和3(2021)年度)

※この指標は第2次深谷市総合計画後期基本計画で設定された指標であるため、現状値は令和3年度、目標値は令和9年度の値となっています。

数値目標

本計画の目指す目標値を示しています。

実現するための取り組み

取り組み① 自治会活動を支援します

【自治会活動振興事業】

地域コミュニティ活動の中心的役割を担う自治会の活動を支援する活動拠点である自治会館の改修や掲示板の設置等に対して補助します。

また、公民館が相談窓口となり、地域をサポートするとともに、地域に対する理解を図ります。

【担当】自治振興課

みんな仲良く助け合って暮らしていこう！

自治会に加入しましょう！

実現するための取り組み

「めざす地域の姿」を実現させるための主な取り組みを掲載しています。

担当、問い合わせ先

【担当】…市役所の担当課、または社会福祉協議会となります。

【問い合わせ先】…取り組み主体は民間(地域)ですが、市や社会福祉協議会など関係部署の問い合わせ先を示しています。

紹介する取り組み

【ふれあい・いきいきサロン②】

21 ページで紹介した「ふれあい・いきいきサロン」では、活動内容として散歩や健康相談、介護予防教室などを実施しており、高齢者の健康づくりにもつながっています。

サロンに通うことで外出の機会が増え、生活に張りがで、楽しみが増えることで、介護予防につながっています。

【担当】社会福祉協議会



紹介する取り組み

市民に紹介したい取り組みを詳しく説明しています。

【ふかや市民大学】

学習を通じて人と人をつなぎ、生涯学習やボランティア活動への理解を深めるための講座を、18歳以上の方を対象に、年間20回開催しています。

内容は郷土学／健康・医療／安全安心／現代社会／芸術／班活動など、多岐にわたります。

受講者は卒業後もボランティア活動などを通して、地域で活躍しており、特に、卒業生の多くの方が加入しているふかや市民大学校友会では、会員相互の親睦といきがいをも高める事業や市との共催事業等を行っています。

【担当】生涯学習スポーツ振興課

その他関連事業

その他の関連事業

【スポーツ・レクリエーション活動活性化】

市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進と健康の保持増進に向けて、スポーツ・レクリエーション活動の活性化に取り組むとともに、市民活動団体が実施する市民教室の運営支援を行います。

【担当】生涯学習スポーツ振興課

施策に関連する事業を示しています。

目標1 ゆるやかにつながれる地域をつくる

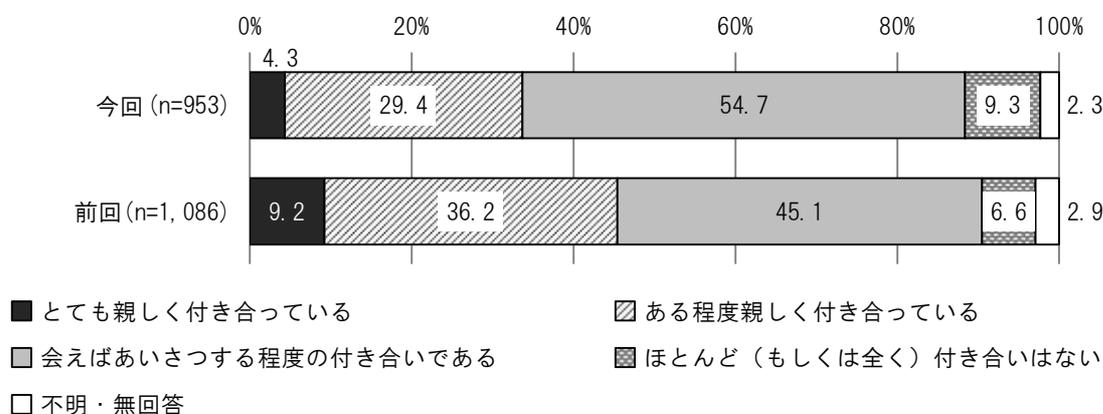
現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化による世帯の少人数化、生活様式の多様化等の影響により、地域のつながりの希薄化が指摘されています。

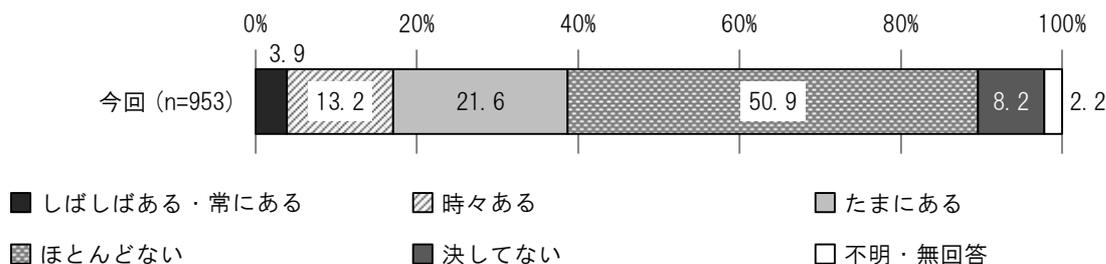
本市においても、近所付き合いの希薄化がうかがえるほか、地域の中で課題に感じることとして、地域の人同士の交流の少なさ、世代間交流の少なさが多く挙げられています。

また、孤独であると感じることがある市民の割合も一定数おり、身近な地域のつながりや、それぞれが興味を持てる趣味・生きがい活動を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりが重要です。

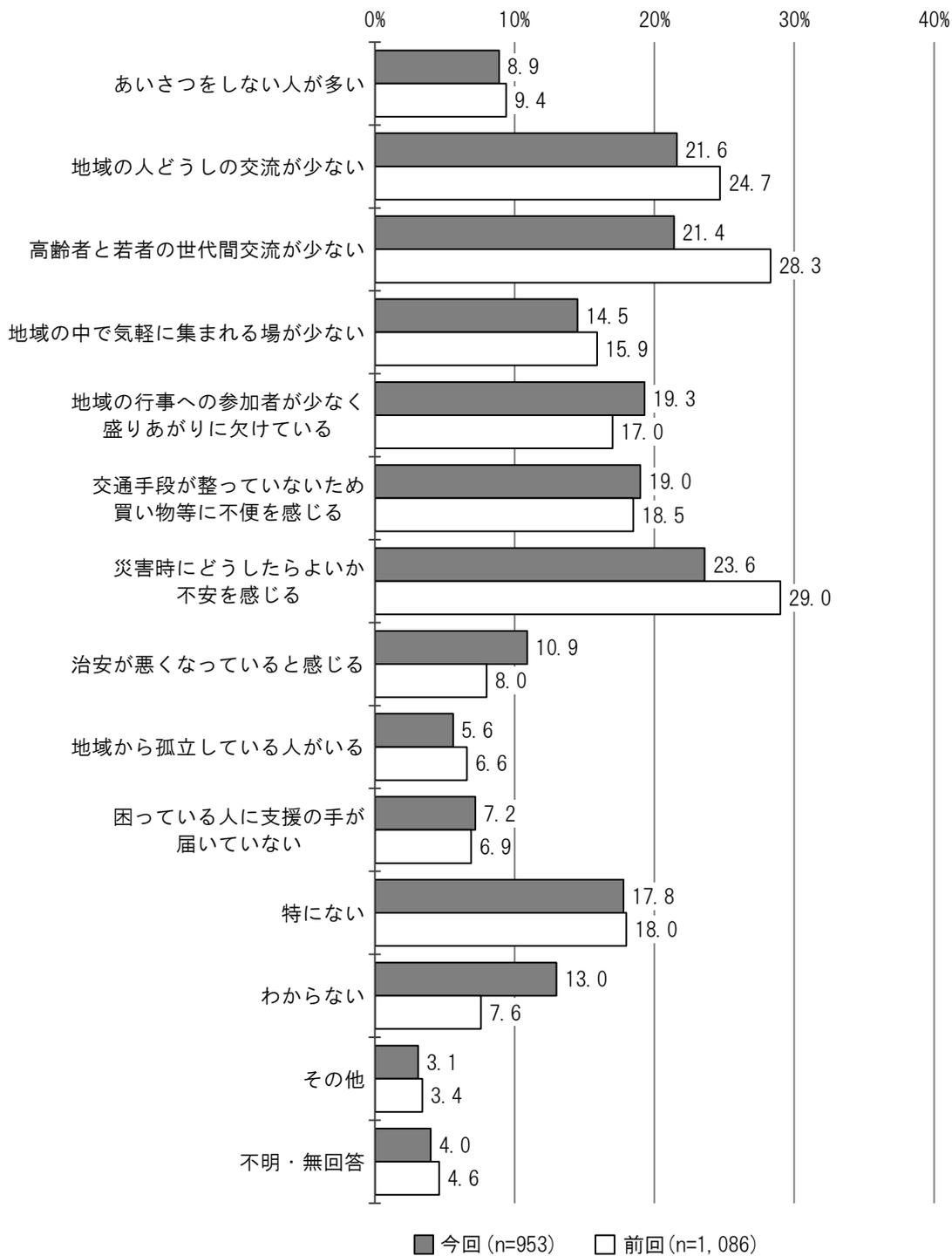
■ふだんの近所付き合い 市民アンケート



■孤独であると感じるか 市民アンケート（今回調査のみ）



■地域の中で課題に感じること 市民アンケート



■団体ヒアリングより

- こどもが大きくなると出て行ってしまうため、自治会が衰退している。活動などに参加しない、参加できないなど色々な人がいて、参加してもらうまでが難しい。
- 同居家族が少ないため、若者と高齢者の交流がなくなっている。元気で施設に入っていないような高齢者が集まる場所が各地区にあると良いと思っている。
- 道で会っても挨拶がなく、お店も少ないため、ちょっと出かけるような場所が必要だと感じている。

施策の方向性（１）地域における多様な交流機会の確保

取り組みの方向性

自治会をはじめとする地域コミュニティ活動を行う団体が実施する、身近な地域における交流行事や居場所づくり、支え合い活動を支援することで、一人ひとりの孤立を防ぎ、交流できる地域を目指します。

また、小・中学校と社会福祉施設の交流会や、まごころ訪問等を通じて、世代間交流を推進することで、地域における多様な交流機会の確保を図ります。

めざす地域の姿



数値目標

自治会に加入している世帯の数

市における全世帯のうち、自治会に加入している世帯の数。

42,575 世帯 >> 42,575 世帯

現状値 目標値
(令和3(2021)年度) (令和9(2027)年度)

※この指標は第2次深谷市総合計画後期基本計画で設定された指標であるため、現状値は令和3年度の値となっており、目標値は令和9年度の値となっています。

実現するための取り組み

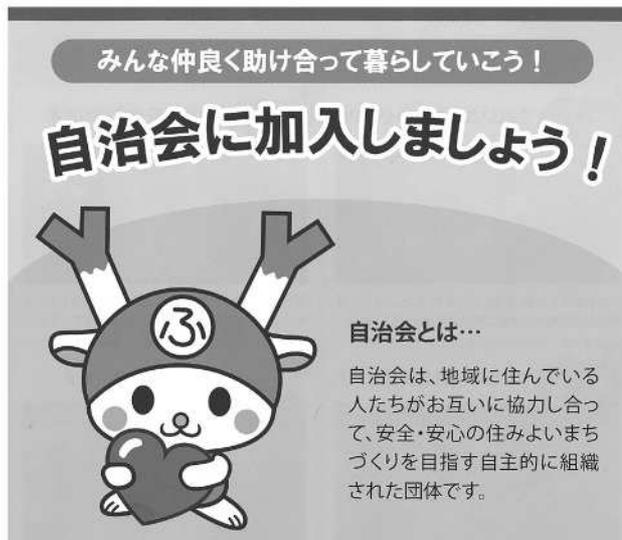
取り組み① 自治会活動を支援します

【自治会活動振興事業】

地域コミュニティ活動の中心的役割を担う自治会の活動を支援するため、活動拠点である自治会館の改修や掲示板の設置等に対して補助します。

また、公民館が相談窓口となり、地域をサポートするとともに地域コミュニティに対する理解を図ります。

【担当】自治振興課



【地域で取り組む環境美化活動】

こどもから高齢者まで地域で美化活動に取り組むことにより、地域コミュニティを活性化します。

【担当】環境課、環境衛生課

取り組み② 世代間交流を推進します

【福祉教育の充実】

小・中学校において、福祉体験や調べ学習等を行うことで、障害者や高齢者等に対する理解を深めるとともに、福祉施設を訪問して交流活動を行います。

【担当】学校教育課

【まごころ訪問】

市内の小・中学生が育てた花を、民生委員・児童委員が一人暮らし高齢者のお宅を訪問し、手紙と一緒に届ける活動を行っています。

【担当】学校教育課

【福祉の心を育む交流事業】

学校、福祉施設、社会福祉協議会で連携し新たな交流事業を創造し、寄付文化の醸成や高齢者とのふれあい交流を行います。

【担当】社会福祉協議会



紹介する取り組み

【ふれあい・いきいきサロン①】

身近な地域で誰もが参加できる、「ふれあい・いきいきサロン」を行っています。

人との会話や外出の機会のあまりない高齢者、障害者、子育て中の方など、地域住民が楽しく過ごせる場を提供し、仲間づくりを通して、安心して生活できる地域づくりを目指しています。運営は地域の皆さんで行っています。

【担当】社会福祉協議会



【地域のお茶の間】

身近な場所で気軽に集まることができる、市民同士の多様な“出会いの場”、“交流の場”、“仲間づくりの場”です。

空き部屋やスペースを活用し、生きがいと交流、仲間づくりを進める「地域のお茶の間」として、我が家に居るような感覚で、わいわい賑わってもらえる場です。

令和7（2025）年4月1日現在、市内 21 か所の登録があります。

（詳細は市ホームページ内で「お茶の間」で検索）

【担当】福祉政策課



【こども食堂】

こどもたちに食事と居場所を提供し、こどもと地域をつなぐ役割を果たしている「こども食堂」。その活動が現在全国で広がっており、無料または低額でこどもや親子に食事を提供しています。

【問い合わせ先】社会福祉協議会





その他の関連事業

【青少年健全育成環境づくり】

次代を担う青少年を、心身ともに、たくましく健やかに成長させることを目的とし、「深谷市子どもサポート市民会議」の運営を支援するなど、地域が主体となって青少年健全育成活動に取り組むことへの支援を行います。

【担当】 こども青少年課

施策の方向性（２）健康づくり、趣味・生きがい活動の活性化

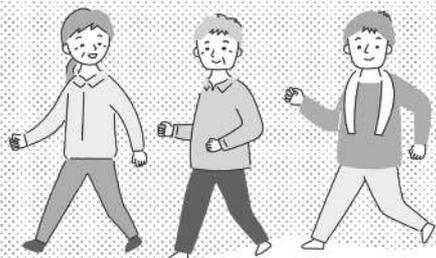
取り組みの方向性

住民主体の健康づくり活動を支援することにより、健康でいつまでも元気に暮らし続けられる地域づくりを推進します。

また、スポーツや生涯学習活動など、趣味や生きがいの活動に取り組むことで、仲間づくりや身近な相談相手づくりなどのきっかけとなるよう、活動の支援を行います。

めざす地域の姿

みんなで健康づくりに
取り組む地域



趣味や生きがいの活動で
生き生きとつながれる地域



数値目標

普段の生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合

60.6% >> 73.1%

現状値 目標値
(令和3(2021)年度) (令和9(2027)年度)

「運動や歩くことなど普段の生活で健康づくりに取り組んでいる」と答えた市民の割合。

※この指標は第2次深谷市総合計画後期基本計画で設定された指標であるため、現状値は令和3年度の値となっており、目標値は令和9年度の値となっています。

実現するための取り組み

取り組み① 地域主体の健康づくり活動を推進します

【ためるんピックふかや（市健康マイレージ事業）】

市民の健康づくり活動をポイント化し、ポイントが貯まったら景品と交換できる「ためるんピックふかや」を市全体の協働の取り組みで実施します。

【担当】保健センター



【住民主体の通いの場】

「住民主体の通いの場」の活動を支援します。

※「住民主体の通いの場」とは、住民の皆さんが自ら主体となって、地域の中で歩いて通えるような場所で、重りを使った体操「深谷㊦っかつ体操」を行うことで、介護予防と地域での見守りや支え合いを促進する取り組みのことです。

【担当】長寿福祉課



紹介する取り組み

【ふれあい・いきいきサロン②】

21 ページで紹介した「ふれあい・いきいきサロン」では、活動内容として散歩や健康相談、介護予防教室などを実施しており、高齢者の健康づくりにもつながっています。

サロンに通うことで外出の機会が増え、生活に張りができ、楽しみが増えることで、介護予防につながっています。

【担当】社会福祉協議会



【ふかや市民大学】

学習を通じて人と人をつなぎ、生涯学習やボランティア活動への理解を深めるための講座を、18歳以上の方を対象に、年間20回開催しています。

内容は郷土学／健康・医療／安全安心／現代社会／芸術／班活動など、多岐にわたります。

受講者は卒業後もボランティア活動などを通して、地域で活躍しており、特に、卒業生の多くの方が加入しているふかや市民大学校友会では、会員相互の親睦といきがいをもつ事業や市との共催事業等を行っています。

【担当】生涯学習スポーツ振興課

その他の関連事業

【スポーツ・レクリエーション活動活性化】

市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進と健康の保持増進に向けて、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の活性化に取り組むとともに、市民活動団体が実施する市民大会・各種市民教室の運営支援を行います。

【担当】生涯学習スポーツ振興課

施策の方向性（3）社会参加しやすい環境づくり

取り組みの方向性

障害者や認知症の方等に対する理解を深めるために、講演会や講座等を開催することにより、心のバリア（障壁）を取り払い、誰もがお互いを認め合い交流が盛んな地域づくりを推進します。

また、子育て世代や高齢者、障害者等にとっても暮らしやすい住環境の整備や、交流の場に出向くための移動手段の確保やコミュニケーション支援を行います。

めざす地域の姿

障害者等に対して
理解のある地域



子育て世代や高齢者が
暮らしやすい地域



誰もが快適に移動できる
地域



数値目標

障害者や認知症の方等に対する理解を深める講演会や
講座等の実施回数

14回 >> 21回

障害者等への理解を深める講演会等の実施回数（現状値3回→目標値3回）
と、認知症サポーター養成講座の実施回数（現状値11回→目標値18回）の
合計。

現状値
（令和6（2024）年度）

目標値
（令和13（2031）年度）

※講演会に参加する人や養成講座を受講する人が増えることで、障害者や認知症の方への理解促進が期待されることから、令和13年度までに現状値より回数を増やしていくことを目標とします。

取り組み① 社会参加しやすい環境を整えます

【障害者等への理解を深める講演会等】

福祉サービス事業所、民生委員・児童委員や、市民の方に向けて、障害者等に対する理解を深めるための講演会等を実施します。

【担当】障害福祉課



【認知症サポーター養成講座の開催】

認知症に関する基本的な知識や対応の仕方を学び理解することで、認知症の方やその家族を地域で支える認知症サポーターを養成します。

【担当】長寿福祉課



【子育て世代や高齢者、障害者等、誰もが住みやすい住環境整備】

子育て世代や高齢者、障害者等の誰もが安心して暮らしやすい魅力あるまちを目指し、計画的な土地利用を進めています。

【担当】都市計画課

紹介する取り組み

【福祉健康まつり】

専門家による健康チェックや、各種相談コーナーで体の気になる箇所を相談することができます。また、アトラクションや福祉団体による屋台ブースなど併せて約100団体が参加し、まつりを盛り上げています。

毎年10月頃に行われますので、是非ご来場ください。

【担当】福祉政策課



【深谷市障害者文化・芸術祭】

障害者の文化活動の発表の場と、障害者による絵画、写真、書、手工芸品、俳句、川柳、彫刻、陶芸等の作品を幅広く展示・公開する作品展を併せた「深谷市障害者文化・芸術祭」を開催しています。障害者の社会参加、生きがいづくりを促進し、障害者に対する市民の理解と認識が深まることを目的としています。

【担当】障害福祉課

■コミュニケーション支援

【手話通訳者・要約筆記者の派遣】

聴覚に障害のある方の意思疎通を支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。

【担当】障害福祉課、社会福祉協議会

【手話奉仕員及び手話通訳者の養成】

手話を学びながら、聴覚障害について知識と理解を深めるとともに、手話通訳ができる人材を養成するための講座を行っています。

【担当】障害福祉課、社会福祉協議会



■多様な移動手段の展開

【福祉タクシー】

障害者手帳の交付や介護認定を受けており、一定の基準を満たす方に対し、埼玉県内の協定タクシー業者を利用する際、初乗運賃相当額を助成できる福祉タクシー利用券を交付しています。

【担当】障害福祉課、長寿福祉課

【ねたきり高齢者等移動支援】

自力で移動できない要介護者に対し、寝台専用車両による移動サービスの利用料金を助成しています。主に自宅と医療機関等との送迎のための交通手段としてご利用いただけます。

【担当】長寿福祉課

【福祉車両の貸出】

障害者や介護認定を受けている方に対し、交通手段として福祉車両（リフト付き、スロープ付き、シート回転式）の貸し出しを行っています。

【担当】社会福祉協議会



【運転ボランティア派遣】

障害者や介護認定を受けている方へ通院や買い物、公共施設への手続き等の交通手段として、運転ボランティアの派遣を行っています。

【担当】社会福祉協議会

【コミュニティバス】

深谷市コミュニティバス「くるリン」は、深谷駅を中心にダイヤとルートが決められている定時定路線型バスと、利用者が事前に乗りたい場所や時間を予約するデマンド（事前予約型）バスの2種類を運行しています。

【担当】都市計画課

その他の関連事業

【ユニバーサルデザインの普及啓発】

すべての人が利用しやすい施設、物（製品）、環境、サービス等をつくる、ユニバーサルデザインのまちの実現に向けて、出張講座等各種啓発活動を行い、ユニバーサルデザインの実現に不可欠な、市民一人ひとりのちょっとした思いやりや手助けを促しています。

【担当】協働推進課

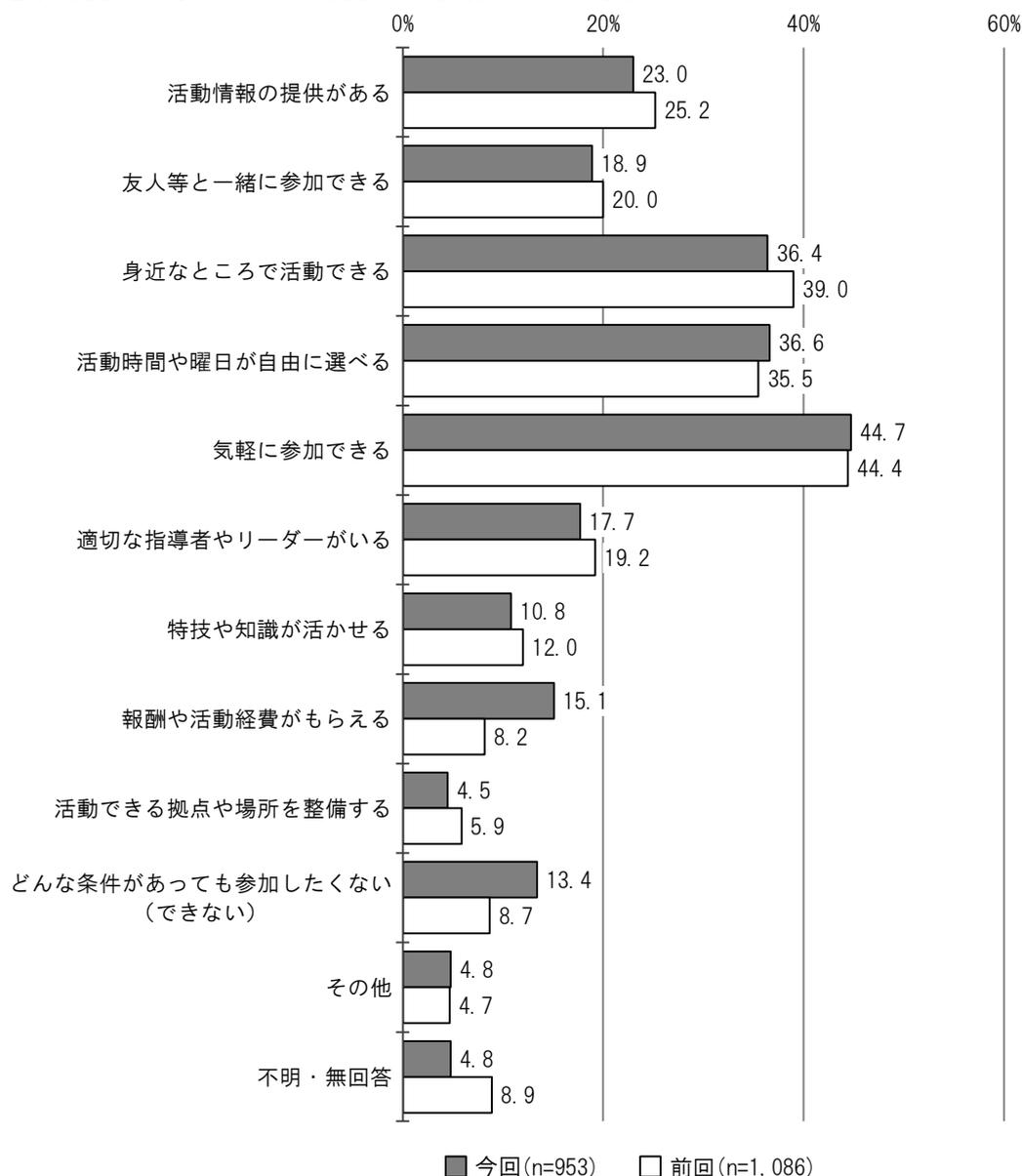
目標2 支え合いのネットワークを育てる

現状と課題

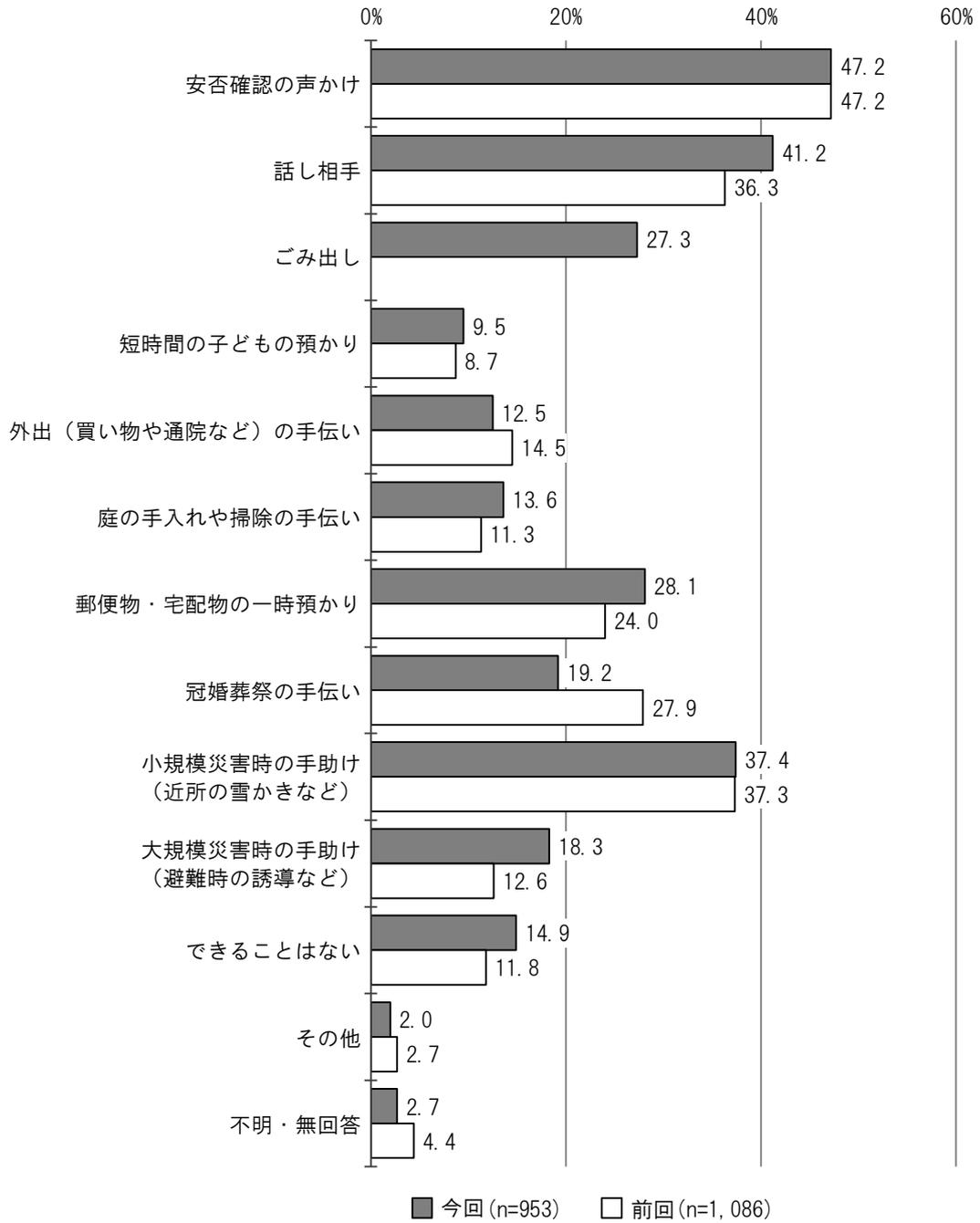
地域の抱える課題が多様化する中で、住民同士の見守りや支え合い、助け合いの活動が重要となっています。地域活動・ボランティア活動に参加するための条件として、「気軽に参加できる」、「活動時間や曜日が自由に選べる」等が挙げられており、地域の人に頼まれた場合にしてあげられることとして「安否確認の声かけ」や「話し相手」、「小規模災害時の手助け（近所の雪かきなど）」が挙げられています。ちょっとしたことなら手伝えると感じている市民が、実際に活動するためのきっかけづくりが必要です。

また、地域における支え合いの推進には、ボランティア・市民活動団体等との連携が不可欠です。団体活動においては人材育成が課題となっており、活動のPRや情報提供等、担い手育成に向けた支援を行う必要があります。

■地域活動・ボランティア活動への参加条件 市民アンケート

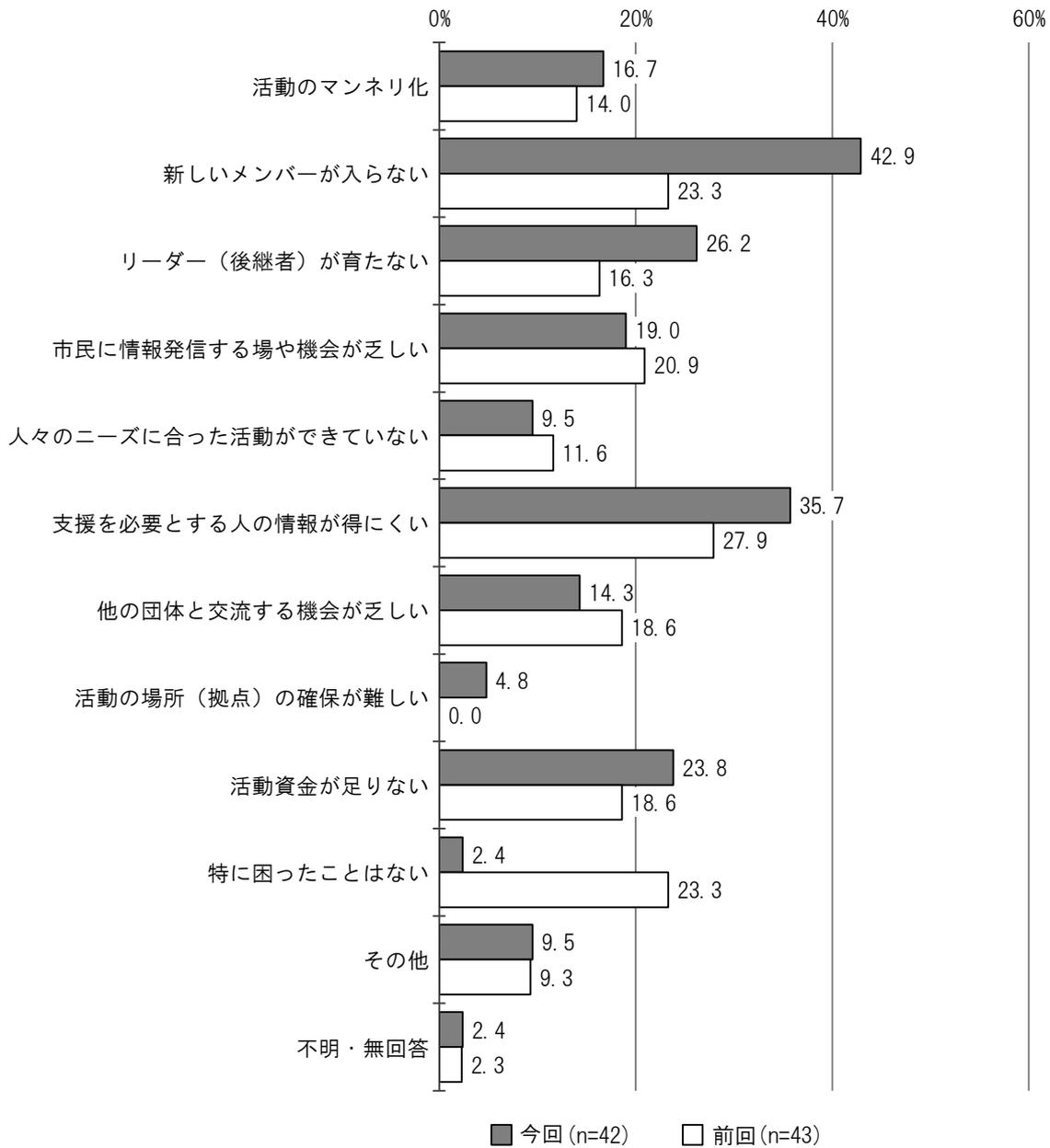


■地域の人から頼まれた場合、自分からしてあげられること 市民アンケート

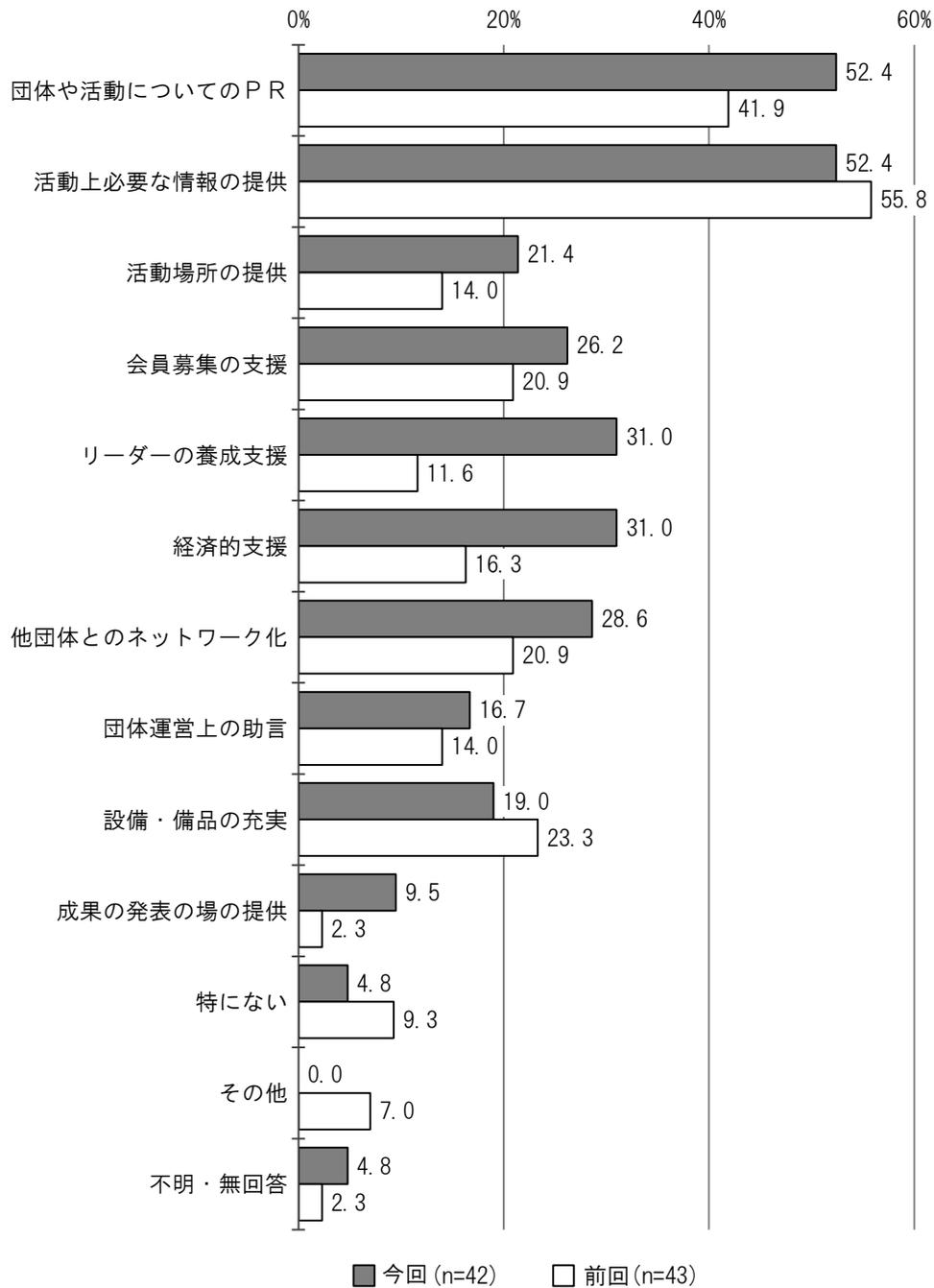


※ 今回調査のみの選択肢：「ごみ出し」

■団体の活動上の課題 団体アンケート



■団体が市や社協に望むこと 団体アンケート



■団体ヒアリングより

- 住民の活動に補助が出る仕組みを導入して、おせっかいな人が市のバックアップの下で活躍できるようになってほしいと思っている。
- 活動者同士の横のつながりがないため、色々な方の協力を得ながら場所づくりなどをしていく方が、活動を広げていけると思う。ネットワークのようなものがあれば良いと思う。

施策の方向性（１）ボランティア活動等に気軽に参加・活動するための支援

取り組みの方向性

こどもから大人まで誰もが気軽にボランティアへ参加できるための体験プログラムの実施、地域福祉に関する講演会や講座等を開催し、地域で共に支え合うことの大切さを広めます。

また、住民相互の助け合いのしくみである子育て援助活動や家事援助サービスなどを通じて、地域の支え合い活動を推進します。

めざす地域の姿



数値目標

地域活動やボランティア活動に参加したことがある割合

「過去5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがある」と答えた市民の割合。（本計画策定のための市民アンケートより）

49.9%

現状値
(令和6(2024)年度)



56.9%

目標値
(令和13(2031)年度)

※地域活動やボランティア活動に参加する人が増え、市民の地域福祉に関する行動が広がることで、支え合いや助け合いの意識向上が期待されることから、年1%の増加を見込み目標とします。

実現するための取り組み

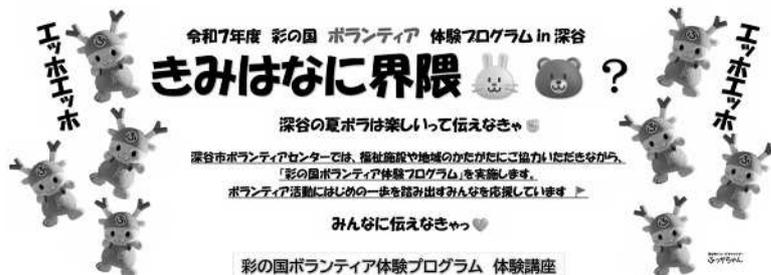
取り組み① 支え合い、助け合いの意識を育み、やりがいを感じる機会を創出します

【ボランティア・市民活動を広めるための広報や啓発】

ボランティアのきっかけづくりとして、こどもから大人まで、誰もが気軽に参加できるボランティア体験プログラムを実施しています。

また、こどもたちの福祉の心を育むため、小・中学校と社会福祉施設の交流機会を設けています。

【担当】社会福祉協議会



彩の国ボランティア体験プログラム 体験講座

№	講座名	対象	会場	内容	継続 持ち帰り	人数	日時	目的	定員
1	手話体験ボランティア	小学生～中学生	深谷市ボランティア交流センター(本荘町12-8)	手話の発音、口の動きをいかに手話で理解の仕方やあいさつを手話で覚えること	聴覚や耳鳴り、聴覚障害者へ対応できるよう	7月22日(火)	10:00-11:00	15人	
2	藍の生染め体験ボランティア	どなたでも	深谷市ボランティア交流センター(本荘町12-8)	天然の藍の染めを体験して、自分で染めた布巾やハンカチを完成させる	聴覚や耳鳴り、聴覚障害者へ対応できるよう	7月23日(水)	10:00-11:30	30人	
3	床褥体験とお寺ボランティア	小学生～中学生	福満寺(新田町3-25)	お寺の歴史や文化を学び、お寺の清掃やお寺の行事に参加する	聴覚や耳鳴り、聴覚障害者へ対応できるよう	7月29日(火)	10:00-11:30	20人	
4	おいしいコーヒーの淹れ方体験ボランティア	小学生～大学生	スターバックスコーヒー 深谷駅前店(国清寺26-5)	スターバックスコーヒーの淹れ方を学び、淹れ方を体験する	聴覚や耳鳴り、聴覚障害者へ対応できるよう	7月31日(木)	10:00-12:00	5人	
5	四面卓球パレー体験ボランティア	どなたでも	川本公民館(新田4-1)	四面卓球パレーのルールや楽しみ方を学び、実際に体験する	聴覚や耳鳴り、聴覚障害者へ対応できるよう	8月2日(土)	10:00-12:00	32人	
6	ハンドマッサージ体験 & 高齢者ふれあい体験ボランティア	小学生～中学生	特別支援老人ホーム あかつき(東方237-1)	高齢者の生活や介護の現状を学び、高齢者への関わり方を体験する	聴覚や耳鳴り、聴覚障害者へ対応できるよう	8月7日(木)	10:00-11:30	10人	
7	ふっかつ体操体験ボランティア	小学生以上	深谷市ボランティア交流センター(本荘町12-8)	高齢者が楽しく参加している「ふっかつ体操」を一緒に体験し、運動後は高齢者とレクリエーションを楽しむ	聴覚や耳鳴り、聴覚障害者へ対応できるよう	8月19日(火)	9:30-12:00	20人	
8	赤ちゃん食堂体験ボランティア	高校生以上	深谷公民館(神町20-2)	赤ちゃん食堂の運営や赤ちゃんの成長を学ぶ	聴覚や耳鳴り、聴覚障害者へ対応できるよう	8月20日(水)	10:30-13:00	3人	
9	ガイドヘルプ体験ボランティア	どなたでも	深谷市ボランティア交流センター(本荘町12-8)	目の不自由な方の生活やアロマ体験(香り体験)ゲームなどを楽しむ	聴覚や耳鳴り、聴覚障害者へ対応できるよう	8月21日(木)	10:00-12:00	20人	

【深谷市社会福祉大会】

自治会長や民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉施設、ボランティア団体、教育機関等が集い、功労のあった方々の表彰や、講演会等の機会として社会福祉大会を実施しています。

【担当】社会福祉協議会

紹介する取り組み

【地域支え合いマップ作成】

地域の見守り活動を推進するため、まごころ出張講座を実施しています。

見守り活動を無理せず長く続けてもらうためのポイント等の説明を行った後に、地域の皆さんで「地域支え合いマップ」を作成します。

【担当】福祉政策課



【買い物支援サービス】

様々な事情で買い物に出かけることが難しい方（買い物困難者）等に対し、社会福祉法人等の協力により、買い物ができる店舗までの移動を支援します。

このほか、コンビニエンスストア等と協働して移動販売車が自治会館等を訪問します。

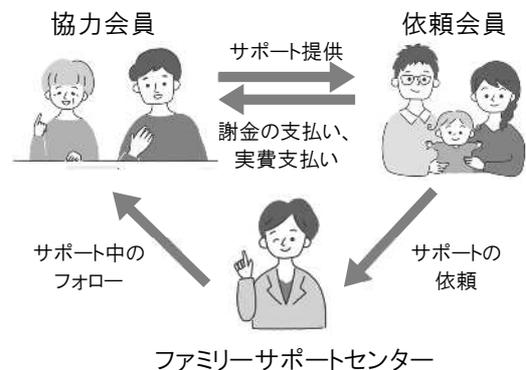
【問い合わせ先】社会福祉協議会



【ファミリーサポートセンター（子育て援助活動）】

地域住民による相互の子育て援助活動であるファミリーサポートセンター事業を通じて、安心して育児や仕事ができる環境をつくります。

【担当】こども青少年課



【有償家事援助サービス①】

家庭における「ちょっと困った」を支援するため、住民相互の助け合いの精神に基づき、日常的な家事全般を市民の参加と協力をいただき、有償でお手伝いするサービスを実施しています。

事業に興味・関心のある方に、随時、職員が説明を行ったうえで、ご協力いただける方に協力会員として活動していただいています。

【担当】社会福祉協議会

こんなサービスをします

- ・ 食事の支度
- ・ ゴミ出し
- ・ 部屋の掃除
- ・ 買い物
- ・ 外出時の付き添い
- ・ 洗濯・布団干し
- ・ 電球・蛍光灯等の交換
- ・ 日常生活の手続きの援助
- ・ ペットの散歩・世話

※ただし、身体に触れる行為は出来ません



【ふかやeパワー（地域新電力会社）】

ふかやeパワー株式会社（愛称：ふっかちゃんでんき）は、収益の一部を寄付するなど、地域のニーズを把握し課題を解決する市民サービスを実施しています。

【担当】環境課



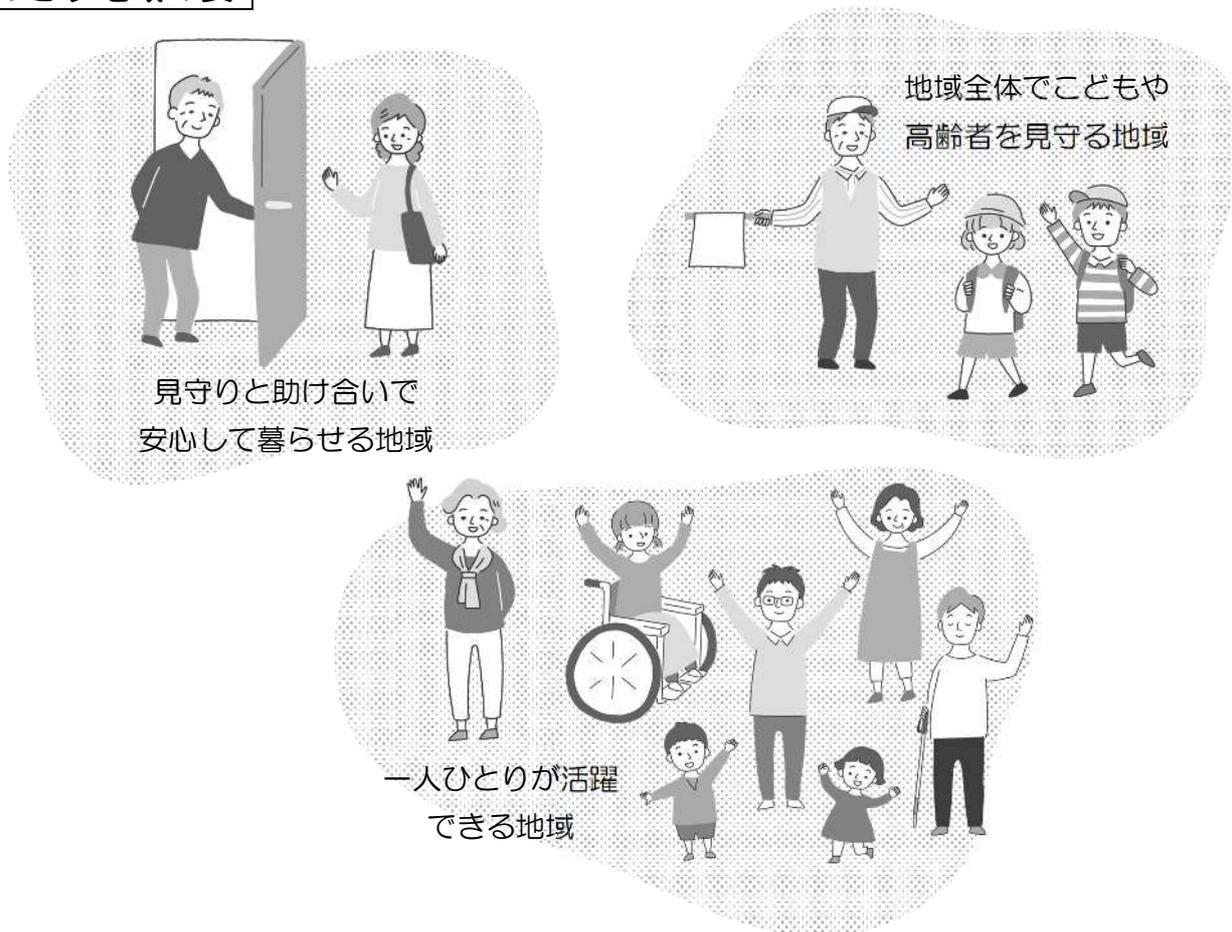
施策の方向性（２）地域における見守り・支え合い活動への支援

取り組みの方向性

地域の防犯・防災力を高めるとともに、見守りの必要な人が地域の中で安心して暮らすことができるよう、自治会や民生委員・児童委員、民間事業者等と連携した地域における見守り体制を推進します。

また、地域福祉を推進する上で重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の活動支援や、ボランティア養成講座等を通じて地域福祉を支える人材育成を行います。

めざす地域の姿



数値目標

「地域の中に見守り等支援が必要な人や気にかかる人がいるか」に「知らない」と答えた人の割合

41.2% >> 34.2%

地域の中に見守り等支援が必要な人や、気にかかる人がいるか「知らない」と答えた市民の割合。（本計画策定のための市民アンケートより）

現状値
（令和6(2024)年度） 目標値
（令和13(2031)年度）

※地域に住む誰もがお互いに関心を持ち、「地域の中に見守り等支援が必要な人や気にかかる人がいるか」を知らない人を減らしていくことで、地域での様々な日常の見守りが期待されることから、年1%の減少を見込み目標とします。

取り組み① 住民主体の見守り活動を推進します

【安否確認事業】

一人暮らし高齢者に対し、地域の民生委員・児童委員が飲み物を配付しながら、安否確認を行っています。話し相手になったり、相談を聞いたりすることで閉じこもりやうつ予防にもつなげています。

【担当】社会福祉協議会

【登下校の見守り】

自治会、PTA、老人クラブなど地域住民が主体となって登下校時のこどもの見守り活動を行います。

【担当】自治振興課、学校教育課

【災害時等要援護者の見守り（地域支え合いマップ）】

高齢者や障害者などを対象に、安否確認や平常時における見守り活動を行うため、災害時等要援護者名簿の登録を推進しています。登録者の情報をもとに自治会単位で、地域支え合いマップの作成と更新を行います。

【担当】福祉政策課

取り組み②

住民主体の防犯・防災活動を推進します

【防犯パトロール】

自治会等が自主的に組織した防犯活動団体に対し、活動で使用する帽子・ベスト等の備品を支給するなど、住民主体の地域防犯活動の支援を行います。

【担当】 自治振興課



【自主防災活動】

災害時に地域の助け合いの要となる自主防災組織の結成に努めます。また、防災活動の支援を行うとともに、地域の防災リーダーとなる人材を育成するための講座開催や資格取得補助も行います。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、地域課題の把握、初期消火、救出・救護、集団避難、避難所運営、給水・給食などの訓練を通じて、地域の連携を深め、災害への備えに努めます。

【担当】 総務防災課

取り組み③

地域を支える人材を支援します

【民生委員・児童委員活動】

民生委員・児童委員は、地域福祉の中心的な担い手として、地域住民が生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなどの相談に応じます。

相談者に寄り添いながら、地域と行政のつなぎ役として、必要な支援が受けられるよう関係機関につなぐ役割を担います。

令和7（2025）年4月1日現在、245名の民生委員・児童委員と、こどもや子育てに関する支援を行う20名の主任児童委員が市内で活動しています。

【担当】福祉政策課



【ボランティアの育成】

ボランティアに興味のある方や現在ボランティア活動をしている方に対し、ボランティアの基本やボランティアの楽しさ、専門技術の習得や向上のための様々な養成講座等を実施しています。

【担当】社会福祉協議会



紹介する取り組み

【高齢者等の見守り】

一人暮らし高齢者等を対象に、老人クラブ等の団体が、見守り活動の実施や地域の中で集いの場を開催しており、市はこれらの活動を支援しています。

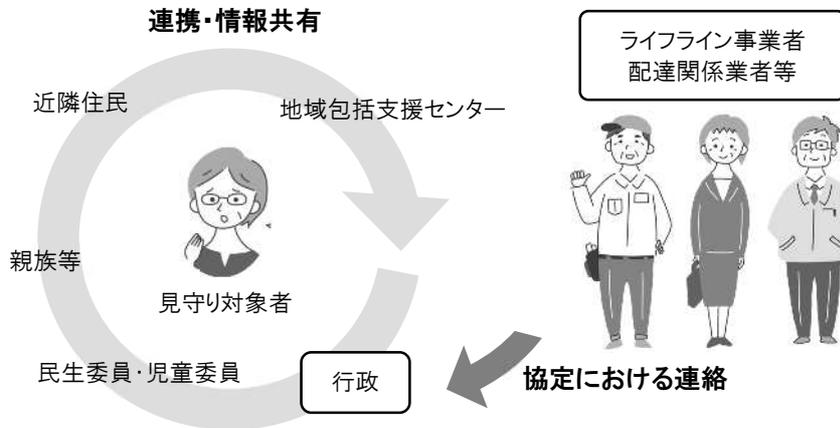
【担当】福祉政策課

【見守りネットワーク】

電力やガス、配達事業など、高齢者宅に訪問機会のある民間事業者と協定を締結し、日頃の業務の中で見守り活動に協力してもらっています。

令和7（2025）年3月現在で21の団体・事業者と協定を締結しています。

【担当】福祉政策課



【こども110番の家・車】

子どもたちが登下校時や公園・広場等で、トラブルに遭った時や巻き込まれそうになった時に、緊急避難先として駆け込める「こども110番の家」を、民家や事業所等に協力いただき設置しています。

また、「こども110番の車」のステッカーを付けた車が市内を往来することにより、子どもたちを守ります。

【担当】学校教育課



【ふかや防犯協力店・ふかや見守りカメラ】

「ふかや防犯協力店」は、犯罪などの被害に遭い、または遭いそうになり救助を求めた時の保護や、学校・家庭・警察等への連絡などを行ってもらうボランティア活動で、市内の事業所等に協力いただき、こどもや女性の安全を守っています。

また、市内の事業所等の屋外に設置している防犯カメラを、「ふかや見守りカメラ」として登録することで、安全安心な地域づくりを推進しています。

【担当】自治振興課



【アダプト制度】

公園や道路、緑地等といった公共の空間の緑化・美化・清掃活動等を市民・学校・事業者等が、市と協働して行う制度です。

また、「アダプト」とは、英語で養子縁組をするという意味で、市民・学校・事業者の皆さんを“里親”、公園や道路、緑地等の公共空間を“こども”と見立てた制度となっています。

【担当】ガーデンシティふかや推進室



【ふかや市民大学】再掲

学習を通じて人と人をつなぎ、生涯学習やボランティア活動への理解を深めるための講座を、18歳以上の方を対象に、年間20回開催しています。

内容は郷土学／健康・医療／安全安心／現代社会／芸術／班活動など、多岐にわたります。

受講者は卒業後もボランティア活動などを通して、地域で活躍しており、特に、卒業生の多くの方が加入しているふかや市民大学校友会では、会員相互の親睦といきがいをもつ事業や市との共催事業等を行っています。

【担当】生涯学習スポーツ振興課

【有償家事援助サービス②（フォローアップ講座）】

36 ページで紹介した有償家事援助サービスでは、資格の有無を問わず、地域住民の方が活動しています。

登録している協力会員の活動中の悩み事等の共有や、協力会員同士の意見交換の場として、フォローアップ講座を開催しています。

【担当】社会福祉協議会



その他の関連事業

【福祉避難所】

災害時に一般の避難所で生活することが困難な高齢者や障害者等のために、必要に応じて開設されるのが福祉避難所です。福祉施設を運営する社会福祉法人等と福祉避難所の協定を締結しています。

【担当】総務防災課、福祉政策課

【警察と社会福祉協議会の見守りネットワーク協定】

こどもや高齢者等の安全と安心を確保するため、警察と社会福祉協議会が相互に連携・協力し、地域の安全に関する情報提供や見守りを必要とする高齢者等の情報提供を行うための協定を締結しています。

【担当】社会福祉協議会

【認知症サポーター養成講座の開催】再掲

認知症に関する基本的な知識や対応の仕方を学び理解することで、認知症の方やその家族を地域で支える認知症サポーターを養成します。

※27 ページの「社会参加しやすい環境づくり」の取り組みでも紹介しています。

【担当】長寿福祉課

施策の方向性（3） 支え合いを行う団体の連携強化

取り組みの方向性

市民をはじめ団体、事業者、学校、行政などが連携していくための環境やしきみをつくります。また、「ボランティア・市民活動サポートセンター」の充実を図り、ボランティア・市民活動団体同士の連携を促進し、活動の場を提供します。

めざす地域の姿

ボランティア・市民活動団体が交流し、協力できる地域



市民、団体、事業者、学校、行政等が互いに協力してつくる地域



数値目標

市民協働のまちづくりが進んでいると思う市民の割合

「市内において、市民と行政が互いに力を出し合い地域を支えること（協働のまちづくり）ができている」と答えた市民の割合。

57.1%

現状値
(令和3(2021)年度)



57.7%

目標値
(令和9(2027)年度)

※この指標は第2次深谷市総合計画後期基本計画で設定された指標であるため、現状値は令和3年度の値となっており、目標値は令和9年度の値となっています。

実現するための取り組み

取り組み① 様々な主体が協働で取り組むための指針やしきみをつくります

【深谷市市民協働指針】

市民をはじめ団体、事業者、学校、行政など様々な主体が、それぞれの強みを生かしながら地域を支える、市民協働のまちづくりを推進するための推進方法や基本原則を定めた、深谷市市民協働指針に則って行政運営を行います。

【担当】 協働推進課

【クラウドファンディング利用手数料支援】

市民活動団体等への支援メニューとして、公益的なプロジェクトに関するクラウドファンディングの利用について、手数料の一部を支援します。

【担当】 協働推進課

地域活性化の企画応援

その企画 実現しませんか？

クラウドファンディング挑戦を応援します

地域の産業を活かして
新商品を作りたい！

地域を
盛り上げる
取り組みが
したい！

手数料
最大5万円
を支援

あなたの挑戦を市も応援します！

①市の SNS 等であなたの挑戦をお知らせします。

②クラウドファンディングサイト活用時にかかる手数料の一部を市で支援します。

例：100万円集めた場合

15万円	→	手数料として支払い
サイト運営会社へ		
85万円	+	5万円
		→ あなたの受け取り金額
		深谷市より支援

紹介する取り組み

【ボランティア・市民活動サポートセンター①】

「深谷市ボランティア・市民活動サポートセンター」は、市内のNPO法人やボランティア団体、市民活動団体、新しく活動を始めたいと思っている方々の拠点です。

団体登録すれば、施設・備品を利用することができます。

【担当】社会福祉協議会



情報コーナー



ロッカー(要申請)



会議室(要予約)



印刷機・コピー機(有料)

【ボランティア団体・市民活動団体の交流】

ボランティア連絡会・市民活動サポートセンター連絡会では、それぞれ交流会や研修会を実施しています。また、合同研修会を行うなど、ボランティア・市民活動団体が一堂に会し、互いの活動状況や情報交換を行う機会を設けています。

【担当】社会福祉協議会



ボランティア連絡会交流会
(新紙幣発行記念くす玉)



市民活動サポートセンター連絡会交流会
(和菓子づくり体験会)



合同研修会(もしもの災害に備えて)



合同交流会
(渋沢栄一体操&ウクライナの方との交流)

その他の関連事業

【ボランティア・市民活動サポートセンター②】

「ボランティアだより」や「ボランティア・市民活動だより よりそい」の発行、SNSで情報発信を行っています。

【担当】社会福祉協議会

ボランティア・市民活動の情報を発信しています。

LINE



X



facebook



目標3 課題を受け止め、コーディネートする体制を構築する

現状と課題

近年、介護と育児に同時に直面する世帯など、個人や世帯の抱える生活課題は複数分野の課題が複合的に絡み合い、複雑化しています。また、気にかかる人に対して支援者がかかわろうとしても、支援を拒否されるなど、支援が困難な事例があることも指摘されています。

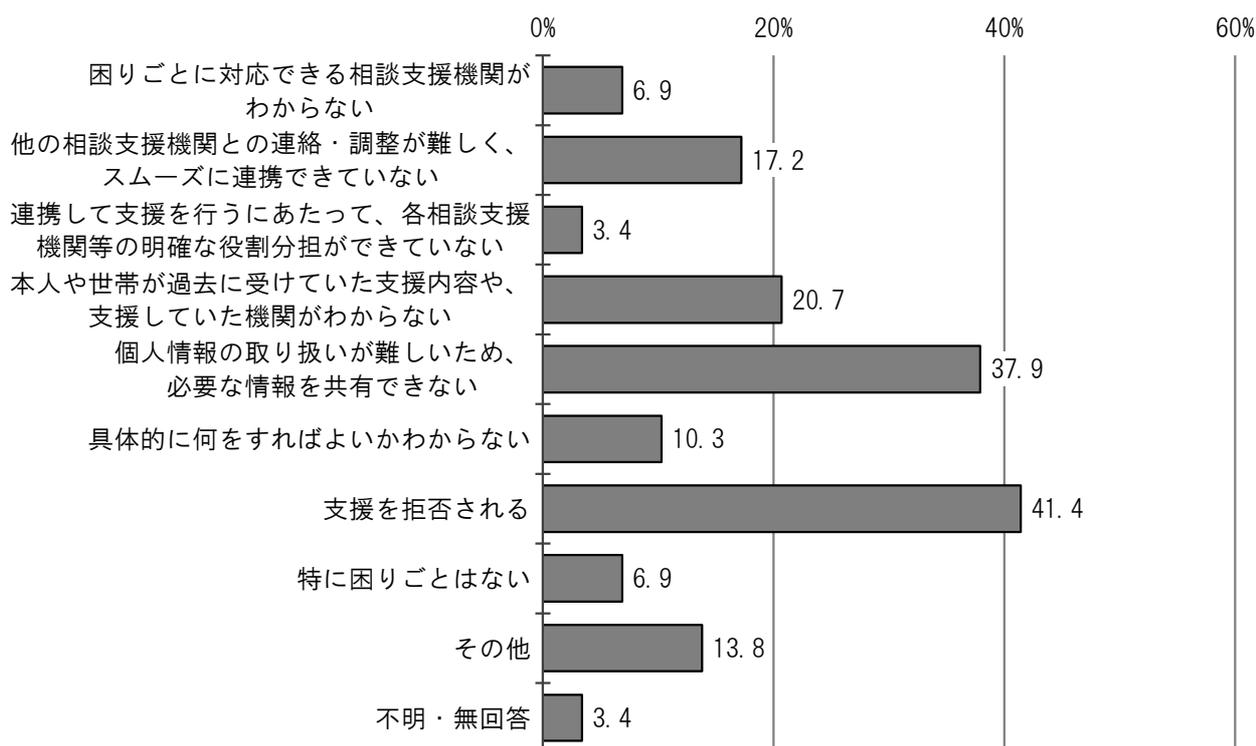
こうした問題には、行政だけではなく、多様な支援機関やボランティア・市民活動団体等との連携により様々なアプローチを行うことが求められます。

市民アンケートでは、市の取り組みとして重要なこととして「地域の困りごとを気軽に相談できる窓口」や「支援が必要な人（要援護者）の情報共有」が求められているほか、団体ヒアリングにおいても情報共有、連携体制の強化の重要性が挙げられています。

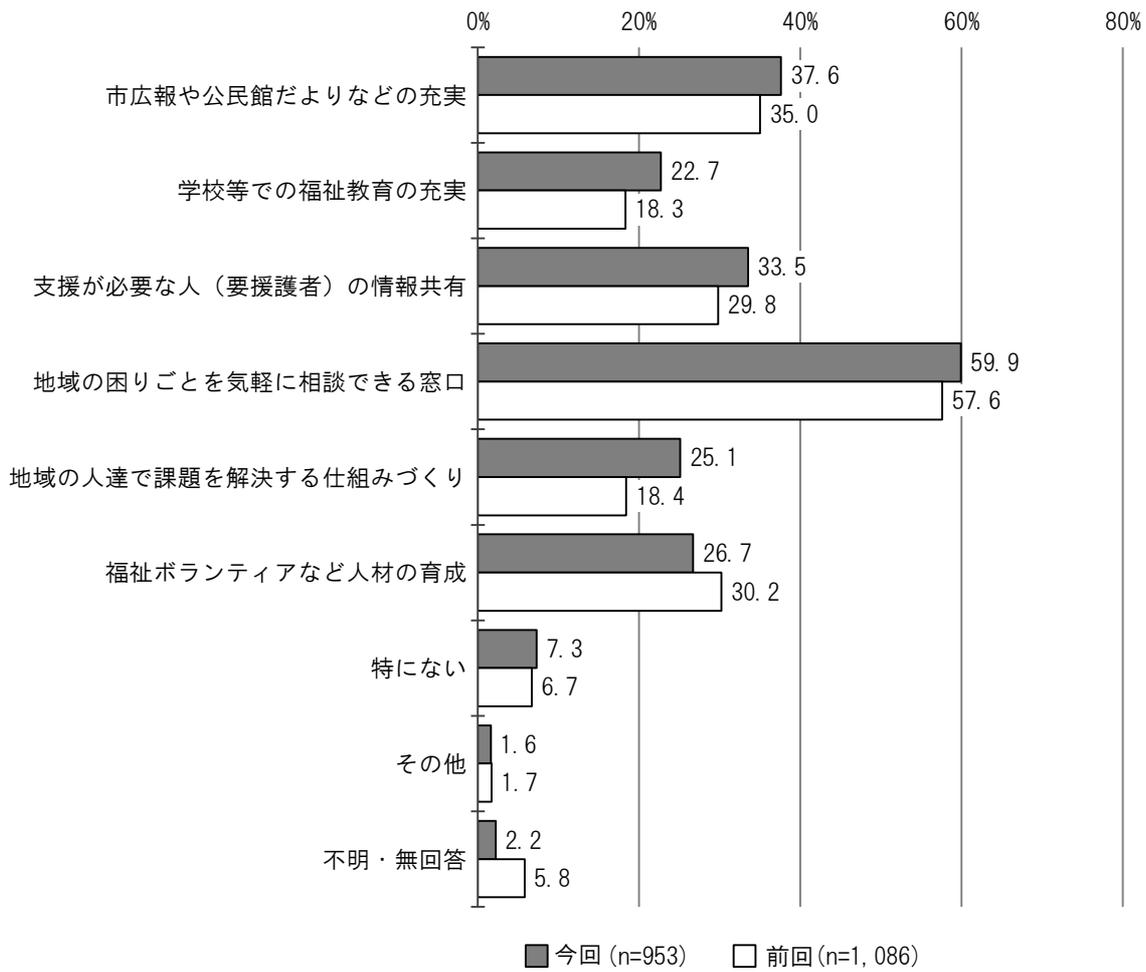
また、複雑化・複合化する生活課題に的確に対応できるよう、地域福祉の推進の中核を担う社会福祉協議会活動のさらなる活性化に向けて取り組む必要があります。

■気にかかる人を支援する際の困りごと 団体アンケート（今回調査のみ）

今回 (n=29)

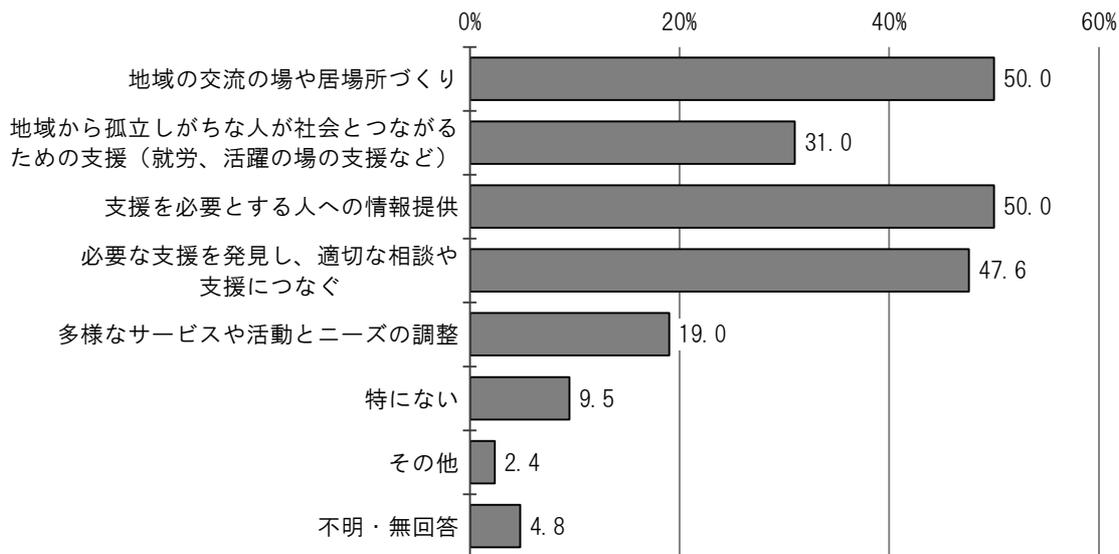


■市や社協の取り組みとして重要なこと 市民アンケート

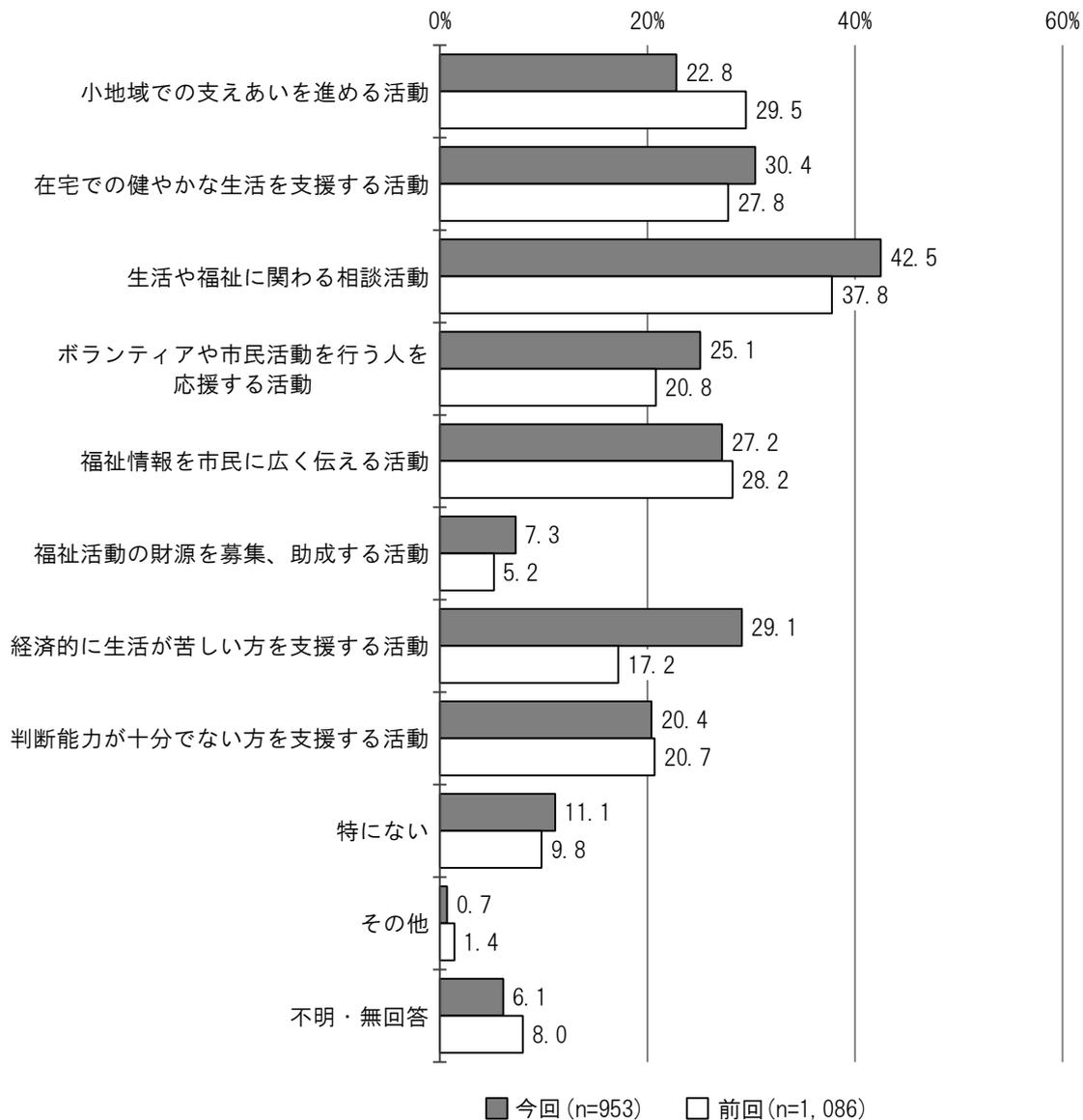


■地域共生社会の実現に向けて団体ができること 団体アンケート（今回調査のみ）

今回 (n=42)



■社会福祉協議会に期待すること 市民アンケート



■団体ヒアリングより

- 地域の人から情報もらって訪問などしても、支援を拒否される方がいる。周りに迷惑が掛かっていないのであれば、ひとまず見守りをしていくことにしている。
- 横のつながりを作って、福祉の拠点や社協と連携しながら制度の狭間の穴を埋めていくことをしていないといけないと感じる。
- 非行犯罪からの立ち直りには、居場所、就労できる環境が必要。受け入れ先の企業もあるにはあるが、まだ少ない。ミスマッチもあり、これから対象者と企業を結び付けていく必要がある。

施策の方向性（１）複雑化・複合化した生活課題に対応できる体制づくり

取り組みの方向性

地域で暮らす人たちが互いに協力し、地域の課題等を住民同士で話し合える体制をつくります。また、地域の力だけでは解決が難しい複雑化・複合化した生活課題に対して、関係機関が連携して支援を行います。

さらに、判断能力が不十分な方や身寄りのない方の権利を守る成年後見制度の利用促進や、再犯防止に向けた支援に取り組みます。

めざす地域の姿

複雑な生活課題を相談でき、
支援や解決に結び付く地域



判断能力が十分でない方の
権利が守られる地域



みんなが連携して
支え合える地域



数値目標

何らかの相談先を知っている市民の割合

知っている市内の相談支援窓口を1つでも選択した市民の割合。
(本計画策定のための市民アンケートより)

75.8%

現状値
(令和6(2024)年度)



82.8%

目標値
(令和13(2031)年度)

※何らかの相談支援窓口を知っている市民の割合を増やしていくことで、様々な生活課題の解決糸口をつかむことが期待されることから、年1%の増加を見込み目標とします。

実現するための取り組み

取り組み① 課題を受け止め、解決に向け連携して取り組みます

【福祉総合相談窓口（通称：ふくしの窓口）の運営】

複合的な問題を抱え、どこに相談したらよいか分からない市民に分かりやすい相談窓口として、各担当課を案内しながら複数の課の支援内容をまとめて整理し、相談者に必要なアドバイスを行う伴走型の支援を行います。

【担当】福祉政策課

【生活支援体制整備事業】

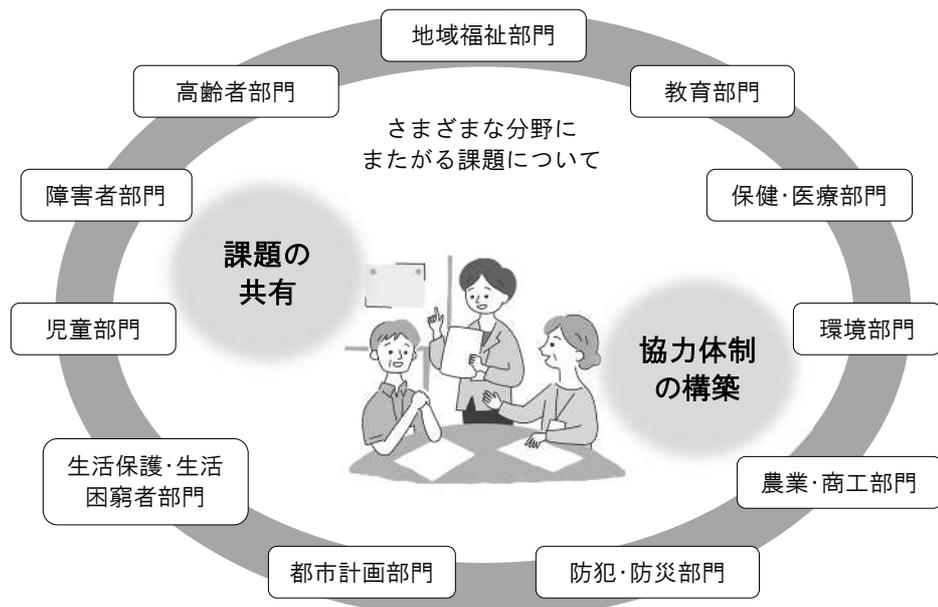
住民主体の活動をはじめとした多様な主体によるサービス（地域資源）の充実に向けて、生活支援コーディネーターが地域づくりを支援します。また、これらの地域資源情報を集約し、Web サイト等で情報を公開します。

【担当】長寿福祉課、社会福祉協議会

【深谷市包括的支援ネットワーク会議の開催】

福祉に関する複雑化・複合化した課題を抱える者に対する適切な支援を図るため、関係機関が分野を超えて密に連携し必要な情報を共有するとともに、関係機関の協力による包括的な支援を検討することを目的とし、「深谷市包括的支援ネットワーク会議」を開催します。

【担当】福祉政策課



取り組み②

自立に向けた支援を行います

【生活困窮者自立支援事業】

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する方本人や家族等からの相談を受け、専門の相談員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、必要な情報提供や他の専門機関と連携するなど、寄り添った支援を行います。

また、さまざまな事情により生活困窮状態となっている本人または家族等からの相談を受け、ハローワークと連携し、求職活動の支援や失業保険、職業訓練等のサービスの活用をアドバイスします。

さらに、日常生活や社会参加に向けての課題がある方に対しては、就労準備支援事業を活用し、基礎能力の形成を行い、一般就労に向けた活動を支援します。

【担当】福祉政策課、深谷市自立相談支援機関

相談内容に応じ、支援員が支援プランを作成します。



支援調整会議で支援方針を話し合います。



関係機関と協力し、自立に向けて支援します。



【住宅支援（市営住宅）】

住宅に困窮する方等に対して、安価な家賃の市営住宅を供給します。60歳以上の方や障害者等の方は単身で入居できる場合があります。全員が60歳以上の世帯や、障害者、未就学児がいる世帯等の場合、収入基準が一部緩和されます。

【担当】建築住宅課

取り組み③

成年後見制度の利用促進、権利擁護の支援を推進します【深谷市成年後見制度利用促進基本計画】

・・・ 成年後見制度とは ・・・

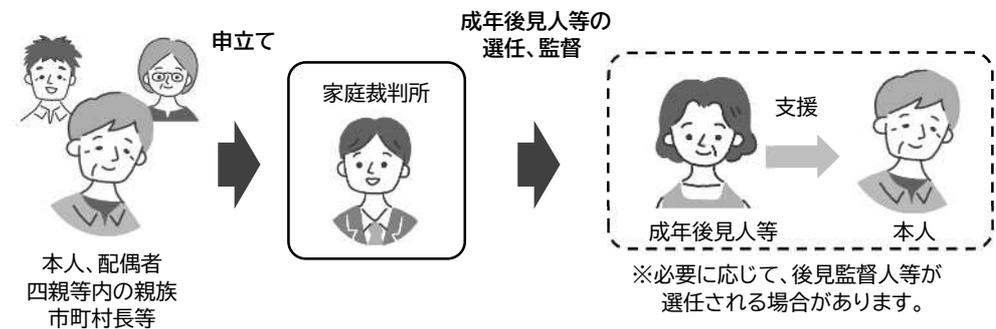
認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な方が、「契約」をしたり「財産管理」をしたりすることが困難な場合、本人に不利益が生じないように支援する人（成年後見人等）を設ける制度です。

福祉サービスの利用や入所・入院の契約、または不動産や預貯金などの財産管理を代理、あるいは、補助することにより本人の権利と暮らしを守ることを目的としています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28（2016）年法律第 29 号）第 14 条第 1 項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

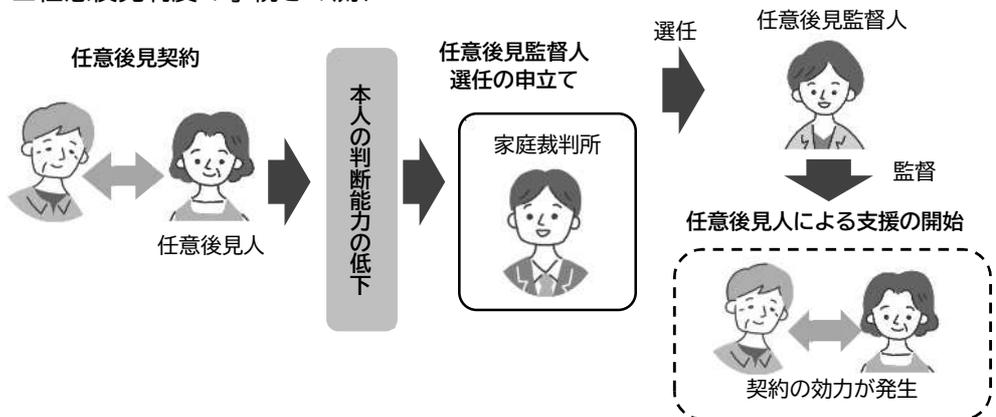
本市における「成年後見制度利用促進基本計画」は、「第 4 次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」と一体として策定し、成年後見制度の利用促進等に関する施策を実施することで、地域福祉の充実を図ります。

■法定後見制度の手続きの流れ



本人

■任意後見制度の手続きの流れ



現状と課題

本市では、平成 27（2015）年 3 月より「深谷市成年後見サポートセンター」を深谷市社会福祉協議会に委託設置しており、関係機関と連携し、成年後見制度に関する広報・啓発、相談受付・利用支援、市民後見人の養成・支援等に取り組んでいます。

同センターには、業務を適切に実施するため、専門的かつ第三者的な立場での指導・助言を行う運営委員会を設置しています。運営委員会は弁護士、司法書士、社会福祉士、NPO 法人代表者、医療・福祉関係者などで構成されています。

同センターの相談及び申立支援件数は、近年増加傾向にあります。申立支援では、実際に申立てをすることが必要となった場合に、手続きが円滑に行えるよう、申立書の書き方などの助言を行っています。

今後の方向性と具体的な取り組み

成年後見制度が必要な人を適切に制度利用へつなげられるよう、また、本人が安心して制度を利用できるよう、次のことに取り組めます。

■成年後見制度の利用促進

1) 中核機関の設置

深谷市社会福祉協議会に委託し設置している「深谷市成年後見サポートセンター」を、令和 2（2020）年 4 月に権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」（ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関）として移行設置しました。

＜中核機関の機能＞

広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能

同センターが担う機能については、地域情勢やニーズ状況を注視しつつ、同センター運営委員会にて継続して協議しながら更新していきます。

2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的整備

成年後見制度の利用促進のために、権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備するものとされており、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみです。

埼玉県では、平成 30（2018）年度において「埼玉県成年後見制度利用促進熊谷地区協議会」が発足し、広域的に協議が進められているところです。

本市においても、同協議会の動向に注視しつつ、地域の関係機関が連携するしくみづくりについて、深谷市成年後見サポートセンター運営委員会において協議していきます。

■福祉サービスの利用に向けた支援

【福祉サービス利用援助事業】

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活を送ることができるよう、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助のほか、生活上の手続きの援助や金銭管理、書類の預かりなどを行います。

【担当】社会福祉協議会

■人権意識の啓発

【人権研修会】

自治会や各団体の役員に対し人権研修会を行うことで、市民の人権意識の高揚に取り組みます。

【担当】人権政策課

取り組み④

再犯防止に向けた取り組みを推進します

【深谷市再犯防止推進計画】

・・・ 再犯防止とは ・・・

再犯防止とは、犯罪をした者等が犯罪を繰り返さないようにするための取り組みです。犯罪をした者等が社会で孤立することなく、再び社会の一員として円滑に復帰できるよう支援し、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目指します。

また、犯罪をした者等の中には、福祉的な課題を抱え支援を必要とする者もいることを踏まえ、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28（2016）年法律第 104 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するため「深谷市再犯防止推進計画」として位置づけ、「第 4 次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」と一体的に取り組みを進めていきます。

・・・ 現状と課題 ・・・

直近約 20 年間の全国の刑法犯検挙者数は、おおむね減少傾向にあるものの、刑法犯再犯者数はきわめて緩やかな減少となっています。このため、近年の刑法犯検挙者数における再犯者が占める割合は約半数と高い値で推移しています。深谷警察署・寄居警察署管内の検挙者においても、再犯者が約半数を占める状況が続いています。

また、立ち直りを支えるボランティアである保護司や更生保護活動への認知度が低いことも取り組みの課題となっています。

● ● ● 今後の方向性と具体的な取り組み ● ● ●

犯罪をした者等の社会復帰を支援し、地域社会での自立を促進するため、次のことに取り組みます。

■民間協力者の活動支援

【更生保護活動事業】

犯罪をした者等の改善更生を助ける活動を行っている深谷地区保護司会及び各地区更生保護女性会と連携を図ります。また、深谷地区更生保護サポートセンターの運営及び深谷地区保護司会への補助金交付等による支援を行い、「社会を明るくする運動」をはじめとした広報・啓発活動による更生保護活動への理解促進に努めます。

【担当】人権政策課

■就労・住居の確保に向けた支援

【福祉総合相談窓口（通称：ふくしの窓口）の運営】再掲

複合的な問題を抱え、どこに相談したらよいか分からない市民に分かりやすい相談窓口として、各担当課を案内しながら複数の課の支援内容をまとめて整理し、相談者に必要なアドバイスを行う伴走型の支援を行います。

【担当】福祉政策課

【生活困窮者自立支援事業】再掲

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する方本人や家族等からの相談を受け、専門の相談員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、必要な情報提供や他の専門機関と連携するなど、寄り添った支援を行います。

また、さまざまな事情により生活困窮状態となっている本人または家族等からの相談を受け、ハローワークと連携し、求職活動の支援や失業保険、職業訓練等のサービスの活用をアドバイスします。

さらに、日常生活や社会参加に向けての課題がある方に対しては、就労準備支援事業を活用し、基礎能力の形成を行い、一般就労に向けた活動を支援します。

【担当】福祉政策課、深谷市自立相談支援機関

■福祉サービスの利用に向けた支援

【福祉サービス利用援助事業】再掲

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活を送ることができるよう、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助のほか、生活上の手続きの援助や金銭管理、書類の預かりなどを行います。

【担当】社会福祉協議会

■非行の未然防止、心配ごとなどへの相談支援

【家庭児童相談室】

こどもの生活習慣・排泄などのしつけに関すること、集団生活での人間関係の悩みや登園・登校を嫌がることも、非行、子育ての悩みや疲れなど、こどもが成長していく過程で起こる、様々な問題・心配ごとについての相談に応じます。

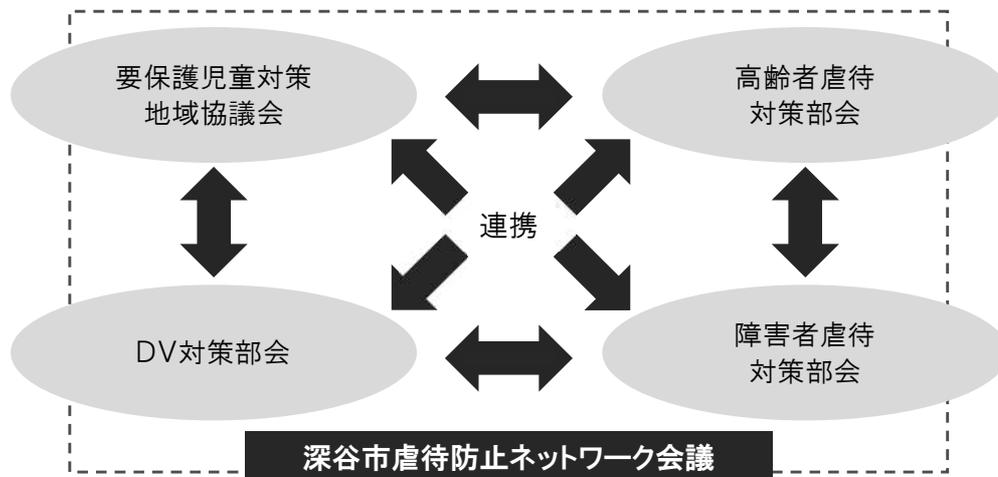
【担当】こども青少年課

紹介する取り組み

【虐待防止ネットワーク会議】

幼稚園・保育所、小・中学校などの教育機関をはじめ、高齢者施設、障害者施設、警察など、様々な分野の関係者で構成される、深谷市虐待防止ネットワーク会議を設置し、虐待を早期に発見し、適切な保護及び支援に努めます。

【担当】人権政策課



【ひきこもり等相談室】

ひきこもりに悩む本人及び家族等からの相談を受け付けます。社会とのつながりが持てず一歩を踏み出してもなかなかうまくいかない方、今の状況を改善したい方に向けて、相談に応じています。

・対象者…15歳～34歳以下の方

【担当】 こども青少年課

【深谷若者サポートステーション】

深谷若者サポートステーションは、働くことに踏み出したい若者たちとじっくり向き合い、本人や家庭だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的に支援します。

一人ひとりの段階に応じてスタートできるプログラムがあり、マナーなどの基礎講座や職場体験などの実践講座を無料で受けることができます。

【担当】 こども青少年課

【深谷地区更生保護サポートセンター】

保護司が地域の関係機関・団体と連携しながら更生保護活動を行うための拠点として、深谷地区更生保護サポートセンターを深谷市民文化会館内に設置しています。

【担当】 人権政策課



【社会を明るくする運動】

犯罪や非行の防止および、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えることを目的として、深谷地区保護司会及び各地区更生保護女性会と連携を図り、社会を明るくする運動講演会や商業施設等での街頭啓発活動を実施します。

また、こどもや若者の健やかな成長を期するため、市内中学校でのあいさつ運動を実施します。

【担当】 人権政策課



【彩の国あんしんセーフティネット事業】

制度の狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応するために、埼玉県内の社会福祉法人が協働して、社会貢献活動としての相談支援事業を実施します。

利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡し、必要に応じて経済的援助を行い、生活困窮者の自立を支援します。

【担当】社会福祉協議会



その他の関連事業

【分野ごとの相談窓口】

こどもや高齢者、障害者等、日常的なサービスの利用や悩みごとに関する各種相談窓口の利用を促進し、適切な支援へつなげます。

【担当】学校教育課、保育課、こども青少年課、長寿福祉課、障害福祉課

【在宅医療・介護連携推進事業】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係機関の連携を推進します。

【担当】長寿福祉課

【市民に対する情報発信】

各種相談機関や、各支援の利用促進に向け、市ホームページや市公式 LINE、メール配信サービスなどを通じて最新の情報を発信します。

また、「広報ふかや」を毎月発行し、自治会等を通じて配布します。

【担当】秘書課



【自殺対策】

地域住民が、お互いの心のサインに気づき、手を差し伸べることができるよう、自殺予防週間・自殺対策強化月間等において、こころの健康講座や自殺予防パネル展示等を行い、自殺予防に向けた啓発・情報提供を行います。令和7（2025）年3月に第2次深谷市自殺対策計画を策定し「ともにつくる いのちを大切にすまち ふかや」を基本理念とし、いのちを守るためのつながりを大切に、自殺対策を推進しています。

【担当】保健センター

【家庭児童相談室】再掲

こどもの生活習慣・排泄などのしつけに関すること、集団生活での人間関係の悩みや登園・登校を嫌がることも、非行、子育ての悩みや疲れなど、こどもが成長していく過程で起こる、様々な問題・心配ごとについての相談に応じます。

【担当】こども青少年課

施策の方向性（２）社会福祉協議会の活性化を図るしくみづくり

取り組みの方向性

住民と向き合い、連携することで地域における社会福祉協議会の役割を周知するとともに、存在意義を高めていきます。また、住民と地域福祉について話し合い、社会福祉協議会の認知度向上や各種機能の周知を通じて、相談機能やサービスを利用してもらえる環境整備や地域課題を伝えられるしくみをつくります。そのために必要な人員配置や財政基盤を整備します。

めざす地域の姿

誰もが安心して暮らす
ことができる地域



住民同士が支え合う
地域



みんなが社協を
応援する地域



数値目標

社会福祉協議会の認知度

「名前も活動内容も知っている」と答えた市民の割合。
(本計画策定のための市民アンケートより)

25.2%

現状値
(令和6(2024)年度)



32.2%

目標値
(令和13(2031)年度)

※認知度を高めることで、社会福祉協議会の存在意識が高まり、地域に根差した体制づくりが期待されることから、年1%の増加を見込み目標とします。

取り組み① 信頼される組織運営を行います

【取り組みの周知・普及】

社会福祉協議会で実施している各種事業やお知らせについて、広報紙やホームページ、SNS等で情報発信します。

【担当】社会福祉協議会

【社協会員加入促進】

社会福祉協議会の事業運営は、地域住民や各種福祉団体、地域の企業などからの会費や寄付金及び市からの補助金などを財源としています。

このような自主財源（会費収入）の確保に向けて、会員の加入促進に継続的に取り組みます。

【担当】社会福祉協議会

会員加入のお願い

会員とは？

本会が地域福祉を推進することについて、その一翼を担う立場に立っていただき、地域福祉事業に参画するということです。

会費は下記事業の財源として活用します

- ふれあい・いきいきサロンの普及
- ボランティア活動推進
- 一人暮らし高齢者の安否確認事業
- 福祉車両貸出事業
- 地区社会福祉協議会事業の支援
- その他地域福祉活動



社会福祉協議会が取り扱う業務及び窓口

- 深谷市ボランティア・市民活動サポートセンター
- 埼玉県共同募金会深谷市支会
- 日赤埼玉県支部深谷市地区
- 日赤埼玉県有功会深谷市支会事務局
- 深谷市赤十字奉仕団事務局
- 深谷市老人クラブ連合会事務局
- 地域包括支援センター
- 介護深谷事業所・介護花園事業所
- 深谷市手話通訳派遣事務所
- 深谷市成年後見サポートセンター
- 心かや社会福祉法人社会貢献活動推進連絡会事務局

紹介する取り組み

【ふれあい・いきいきサロン③】

21 ページ、25 ページで紹介した「ふれあい・いきいきサロン」の支援として、開催日時や内容などを記したチラシの作成や備品の貸し出しを行います。また、助成金を交付し、普及と充実に努め、地域の絆を深める支援をします。

【担当】社会福祉協議会



【住民参加型サービスの推進（有償家事援助サービス、福祉車両貸出事業）】

住民や地域の関係者の「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」という声を受け止め、誰もが活動に参加できるよう支援します。

【担当】社会福祉協議会



【社会福祉法人が行う公益的な取り組み事業

「ふかや社会福祉法人社会貢献活動推進連絡会」】

市内の高齢・障害・保育・児童分野の社会福祉法人が一体となって、こども110番の車などの事業、車椅子の貸し出し事業、ペットボトルキャップ収集事業などにそれぞれの法人・施設で協力可能な範囲で実施しています。

また、参加法人が一体となって地域課題を解決するための取り組みや社会福祉法人同士の交流、研修会等を実施します。

【担当】社会福祉協議会



第4章 この計画の進め方

1 みんなで協力して計画を進めます

本計画を推進していくためには、市民や自治会、各関係機関等の連携・協働が欠かせません。それぞれの立場で、主体的に取り組むことが重要です。



(1) 市民・自治会等

市民や自治会等においては、日頃からのあいさつや声かけによる交流を通じて、顔見知りの関係を築くとともに、一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、支援の「受け手」「支え手」の関係性を超えて、地域のみんなで解決に向けて取り組み、地域の中で支え合い、助け合うことが期待されています。

(2) 関係団体・関係機関及び事業者

地域の中で公益的な活動を行うボランティア・市民活動団体等の関係団体による、地域福祉への貢献や、地域包括支援センター等の関係機関による、地域や行政との連携が期待されています。また、ライフライン事業者等による深谷市見守りネットワークへの協力、民間事業者による支援が必要な人への適切な福祉サービスの提供等の活動が期待されています。

(3) 市（行政）の役割

市は、本計画に示される施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。また、複合的な課題を解決するための多くの施策は複数の担当課による協力・連携が必要となります。そのため、ネットワーク会議等を通じて、地域福祉推進の重要性を再認識するとともに、福祉分野をはじめ様々な分野と連携し協力体制を構築することで、計画の推進に努めます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉活動推進の中心的な役割を果たす団体として、地域住民や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体等とともに連携し、地域の連携と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たします。

2 計画の進行管理を行います

基本理念に基づき、本計画を実行性のあるものとしていくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら推進していくことが重要です。

(1) 施策の実施状況の把握・評価

本計画の推進にあたっては、計画の中間年に施策の実施状況を踏まえ計画の進捗評価を行います。

(2) 数値目標による進捗状況の把握・評価

本計画の進捗や効果を「令和 13 年度の目標値」の検証を行うことにより把握します。

(3) 計画の見直し

本計画の最終年度である令和 13（2031）年度には、上記（1）、（2）の評価及び社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行います。

見直しの際は庁内における検討委員会、また学識経験者、関係団体等の代表者等で構成される策定委員会等の組織を通じて協議しながら見直しを進めます。

資料

1 計画の策定経過

2 市民参加概要

3 深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画 策定委員会

4 第4次深谷市地域福祉計画検討委員会

5 深谷市地区カルテ

6 統計データ

7 第3次計画の進捗評価

8 用語集